



始



327-683



本稿

神

社

概

說



小序

神祇に關する研究は、早く神道の方面より開拓せられたれども、史的見地に立ちて、事實の眞相を明かにせむとするには、相去ること甚だ遠かりき。而して漸くその萌芽を發するに至りしは、近く江戸時代に入り、復古的學究の風唱導せられしより後に於けるべく、斯の道に關する雜著の類も、亦この頃より次第にその數を加へぬ。中にも、斬然頭角を抜きて學風に異彩の見ゆるは、水戸派に屬せる諸學者と、所謂四大人の統を受けし諸先輩とを推すべく、わきても前者にあつては、故栗田寛博士、後者に於ては、伴信友大人を翹楚ともいふべきか。今にして斯の道の門戸に入らむとするもの、堂庭多少の功を積むの後、此の二大人の遺書

につき學を進むる時は、大過なきに庶幾かるべし。近年に及び神祇崇敬の事、講明せらるゝや、大小の學者にして、或は著書に或は講演に、斯道の研究を發表するもの漸く加はる。これ寔に學界の慶事と謂ひつべし。仍つて思ふ、學究日々に進みて、學者の論議次第に盛ならむとする今日に當り、須く之を一つの科學として、その大系を序て、その綱領を闡明するの必要あるを。蓋し神祇の崇敬を基礎とせる諸般の現象たる、必ずしも神祇史の叙述のみを以てして、足れりとすべからざればなり。

曩日公事によつて水戸に赴き、彰考館の文庫を過りて、義公以來諸學者の遺書に接するや、神祇に關する論說雜著の類の夥しきに驚くと共に、神祇志の成る所以、遠く且つ深きを覺りて、感慨

更に新なりき。又常に信友翁の著書を閲し、引證の該博にして考覈の精緻なるを悅ぶと共に、翁の研究方法には、今猶採つて則とすべきものゝ尠からざるを知れり。然りとはいへ、大正の今日は翁の世を隔ると殆ど七十年、その間に於ける時勢の急激なる進歩は事新らしくいふまでもなく、神道集成、神道名目類聚抄、さては、神社私考、神祇志料の類を以て満足せし時代は、已に経過したるなり。こゝに於てか早くも、新しき時代の要求に應すべき科學的の著作の之に代る所なくんばあるべからざるなり。

予數年來皇典講究所に、大阪國學院に、神祇史を講ずるや、如上の闕陥を補はむことに意を用ゐ、試みに、斯學の要領を講述することゝなし。固よりその期短く、加ふるに年淺くして、未だ之

を世に公にするの期に達せずと雖も、こゝに大阪國學院の需に應じ、假に神社概説と命じ、未定稿のまゝ、鉛槧に附して同志の人々に頒つことゝしたり。希くは神祇學として、一分科の樹立せられむ日の速かならむことを。

大正三年十月一日

本稿 神社概説

目録

一 神社の成立	一
二 神社の組織	六
一 神社の要素	七
二 祭神の組織	八
三 神社の組織	九
三 神社の興廢	一〇
一 神社の興隆	一
二 神社の廢合	二
三 祭神の分祀	三
四 性質の變化	四
四 神社の資格	五



本稿 神社概説

一 神社の成立

宮地直一稿

神とは蓋し上の義にして、廣く超人間の威力を指すの稱なり。太古の世、人文未だ開けざりし時代に當りては、人智を以て解すべからざるもの、すべて之を神力の致す所とせしを以て、神の種類も自ら多岐に亘り、風雨、雷霆等の自然現象は固より、狼、蛇、鷲、虎、菟、桃等動植物にして靈威あるもの、その他特種の器物、さては國土、磐石等非人性の類に至るまで、人格視して神の名を負せたりき。されどその間に於ても優劣の區分は自ら明白にして、上に述べしが如き類の諸神は、固より主要なる位置を占むるものに非ず。中にあつても我が建國に先立ちて生じ、爾後上下の崇敬を

一 神階の制度	二
二 社格の制度	三
三 社格に準ずべき制度	四
二十二社 國司の崇敬社	五
敬社	六
五 神社の運営	七
六 社領の沿革	八
由緒の構成	九
七 外界の影響	十
一 佛教との交渉	十一
二 陰陽道との交渉	十二
三 佛教と陰陽道との影響	十三
本稿 神社概説 目録終	十四

受けて今日に至り、猶永へに國家の擁護に任じ給ふ神中の神ともいはるべきは、天神地祇之なり。天神は、古註に天より下り坐し、神を謂ふとあり。即ち高天原に生出せし神なり。地祇は、古註に地に就きて顯れし神を謂ふとあり。即ち我が國土に生出したる神なり。されば造化の三神を始め、諸冉二神の如き國土の修理に従ひ給ひし神は勿論、我が皇統のかゝる所は、則ち天神の系に存し、大己貴神を始めて、出雲系諸神の如き國土の經營に當りし神は、主として地祇に屬せるも、之を通じては、所謂神世杳冥の時代に當り、我が國家の建設に參せし諸神は、すべて天神地祇の中に包含せらるといふも不可ならざるべし。而してその御名の紀、記、古語拾遺、新撰姓氏錄、風土記、神名帳等の古典に見えたるは、僅にその一部を錄したるに止まれば、中には功績の詳かならざるもの甚からず。又是等の諸書に載せられし外に、神名の後世に傳はらざりしも、頗る多數なるは、想像するに餘ありといふべし。されば古語に八百萬神の稱あるも、眞に偶然ならずとす。

そもそも、我が國は、上に萬世一系の皇室を戴き、下に皇室より分岐したる巨多の臣民あり、君臣同祖四海一家、即ちその祖先を同じくせる一大家族の集團ともいふ

べく、建國の當初より家族制度を基礎として國家を組織し來りたれば、畏かれども皇室の御一家はいふも更なり、世々臣事せし臣、連、百八十伴緒を始めて天下の大御寶等は、則ち神代に功を樹て給ひし天神地祇の後裔にして、神人の間極めて親密なる關係に立てるを見る。こゝに於てか天神地祇を祭りてその恩賴に報賽すると共に、永く一族の上に福祉あらむとを祈り、又その家の祖宗を懷ふの念は凝つて祖先崇拜の美風となり、祖神を祭つて、一族一家の守護神と仰ぐ。天神地祇所謂八百萬神を祭るの風は、古史にその事例渺からず、惟ふにその起源最も古くして、敬神念祖の風習の先驅ともいふべきか、後世のこと乍ら、阿蘇神社に於る諸神社の例等參酌すべきなり。祖神の祭祀は何れの時代にも亘り、何れの氏族にも通じて行はれたりれば、殊更に説明を試むるの要なきが如しと雖も、試みに古代に於ける最も顯著なる事例の二三を擧げむか。中臣氏が枚岡社河内郡に天兒屋根命を祭り、忌部氏が太玉命社大和郡に太玉命を祭るが如き即ち之なり。されど祖神を祭るの外にも、かの物部氏が布都御魂神劍を祭神とせる石上神社大和郡に天兒屋根命を崇めしが如き、特種の事由によつて、系統上の關係なき神を一族の宗祀とする習慣も、頗る古き時代よ

り見れたり。かくて祖神たると否とを問はず、一氏族の守護神として祭られ、永へに一族の敬事する神をすべて氏神と稱す。氏神とは蓋し舉族の崇敬を受くる神の謂なり。天神地祇の外に、動植物の類を祭りて崇拜し、或はその歓心を得むが爲に犠牲を供するが如き風習も古くより行はれたりき。されどかかる種類の神社は、初めよりその數幾何もあらず、加之世運の進歩に伴ひ、漸次その跡を断たむとするを見る。

上に述べしは、何れも神社の成立する事由の一ともいふべく、中にも氏神として祭れるもの最も主要なる位置を占む。されどこの外にも自然を支配する大神の大威徳を頌へ、その恩賴に預らむとして祭るあり。かの大神々社の如く神自ら魂を留めて齋祀らしめ給へるあり。又生田、長田、廣田、住吉等の社の如く、神恩に報ぜむが爲めに祭られたるものあり。その他或は神功を稱揚せむが爲めに祠を設け、或は神祟を恐るゝの餘り祭祀せられたるものありて、神社の鎮祭せられし縁由は、最初より一ならざりき。次にその大體を表示せむとす。

一、天神地祇として祭るもの、

- 二、氏神として祭るもの、
- 一、祖神を祭るもの、
- 二、祖神以外の神を祭るもの、
- 三、神徳を頌へて祭るもの、
- 四、神功を頌へて祭るもの、
- 五、神祟を恐れて祭るもの、

猶この外、後世に至れば、神社として佛教又は陰陽道の神を祭りしあり、或是一時の想像に成る神を崇拜しあり、或は廟と稱して多少性質を異にせるあり、或は水無瀬、赤間宮の如く、佛堂を更めて神社とせしもありて、その種類益々複雑となりぬ。かく成立の事由は繁多に亘れりと雖も、殆どすべての場合を通じ、之が發動の原由は所謂民間の方面即ち一氏族、一團體、若くは一個人の盡力に存し、朝廷に對しては沒交渉なるを常とす。されば初めより朝廷に於て發意せられ、若しくは勅旨によつて神社を創立せられることは、神宮を除くの外、崇神天皇の朝に造られしと傳ふる龍田神社、さては後世の事ながら、後白河法皇の敍旨に成れる新日吉、新熊野、栗

田宮等、少數の事例を數ふるに過ぎずして、眞に曉天の星も啻ならずとす。

次にその發生の初より成立の曉に至るまでの順序を述べむに、その原始時代ともいふべきは、單に神格の存在を認めて敬事するに止まり、恰も今日吾人が神棚に神祇を奉齋すると同一の形式なりしならむと想像せらる。古史に御倉板舉神などゝ見えたるは、その事例の一ならむか。次いで或は神籬を建て、或は神奈備、磐境の類を劃し、或は特に神祇の奉爲にする建物を設けて、こゝに神靈を奉齋す。こゝに於てか、時運は神人の別居を促し、神祇の爲めにせられたる特定の地域、又は地域と建物との兩者を併せ備ふるに至る。中にも建物を設けざる神籬式のもの最も古く、かの大神神社を始め、伊豆の七島、對馬國等には、今も猶その名残を留めたるを見る。建物若しくは土地の設定を見るに及びて、神社の體裁漸く完成すると共に、その要素も亦具はり、こゝに始めて、神社成立の手續を終る。

二 神社の組織

神社の成立する事由につき、大綱を叙述したれば、こゝには成立したる神社を解

體して、その組織を究め、以て全般の體制を明かにせむとす。

一 神社の要素

神社の要素を明かにするは、神祇志上最も重要な事項に屬す。今之を形式の上より觀察するに左の如し。

一、祭 神

祭神は神社の主體にして、實に第一の要素たり。祭神として神祇を奉祀するに當り、御魂の全部なると、和魂幸魂とも又は荒魂等、一部なるとの別ありしも、後世に至りては、その區分を立てたるもの極めて稀なり。

祭神は前述の如く、神祇の種類と成由の事由との繁多なるに伴ひ、之を種々に分つを得べしと雖も、今日の制に據る時は、之を我が帝國の神祇と限定したり。又祭神を奉安する形式は憑依する物體、即ち靈代靈形、神體、神璽とも御正體御正體を設くるを通則とするも、特種の由緒より成る神社には之を闕きたるものなしとせず。

二、建 物

靈代を設くる時は、之を奉安する建物の設備なからべからず、社殿之なり。又祭典を行ひ、衆庶の參拜を行はしめむとする時は、その他附屬の建物の必要を感じるに至る。かくて時勢の進歩と共に、次第に神社たるの體裁を具へ、本殿、拜殿、鳥居等特定の營造物を設ける。されど中には、かの出雲大社の如く、今も猶住宅建築の儀を失はざるものあり。又神籬より成れる神社に本殿を建てず、神明造の社殿に拜殿を置かざる等、除外の例なしとせず。

三、土地

建物を設けて神祇を奉祀する上は、一定の土地の必要なること、今更いふ迄もなし。又祭祀を行ひ、參詣をなす上よりいふも、一定の地域の設定を必要とす。境内即ち之なり。境内地は、主域と從域との二つに區分するを得るものあり。

四、崇敬者

神社あれば必ず奉仕の任に當るもの無かるべからず。もし一氏族の氏神なる時には必ず氏人あり。中には祭神の性質、鎮祭の緣由等、種々の事情に基き、初めより所謂崇敬者の力に俟つものあり。又古くは何れの神社にも定まれる神

主を置けるには非ざりしが、時代の變遷に伴ひ、神祇の奉仕を職とする神職を生じ、神主と氏人若しくは氏子との間には、自ら職司の相違を生ずることとなりぬ。仍つて今日に於ては、神社には神職を置き、氏子又は崇敬者之に附屬することゝ定めらる。

上に述べし四者を具足して、神社の形式始めて具はる。而して神社としての生命は、神人の渾合歸一によつて之を生ずといふべし。されど數多き神社の中に於ては形式上、種々の異例なきに非ず。就中主要なるもの左の如し。

- 一、神籬、磐境の類を設けて祭るもの、
- 二、山、泉、瀧、石等の自然物につき祭るもの、
- 三、祭神の古墳を神座として祭るもの、
- 四、社殿の設けあるも別に靈代を置かざるもの、
- 五、本殿を設くるも拜殿を闕きたるもの、

又中には崇敬の範圍頗る狭隘にして、一個人、一家族、若しくは一團體の敬事するに止まり、一般の參拜を聽さるあり。之を私祭の神祠といふ。即ち非公認の神社

なり。非公認神社に對し、廣く公衆の參詣をうくるものを公認神社といひ、神社明細帳に登録せらる。

二 祭神の組織

神祇の數を計ふる單位を柱といふ。こは家の内に柱の列立せるに例へたるより起り、古くは太政大臣一柱、清和天皇の詔佛像二軀等の例に見ゆるが如く、用例甚だ廣かりしも、後には専ら神祇の上に限らるゝこととなりぬ。又祭神としての神祇を指すときに座といふ。座はクラと訓み、日本紀私記に座者是置物之名也と見え、元來は幣帛の數量を示す辭なりき。然るに之も亦古くより祭神の數を表す時に用ゐられ、某社^ニ祭神幾座と稱す。一座の祭神とは、普通に一柱の神を指すの謂なるも、稀には二柱以上の神を一座として奉祀せる例なきに非ず。

さて神社の祭神は、一座に止まれるもの渺からずと雖も、多くは、夫妻、父子、兄弟等親戚的關係ある神か、又は神功相類似せる神を併祭り、或は祭神の間には別に緣故を認むべからざるも、鎮祭の際に當り何等かの事由ありしによる等、種々の事情の

爲めに、初めより二座以上の神を祭れるもの甚だ多く、この外猶前に記せると同様の理由の許に、後に若干の神を合祀せし例甚しとせず。而してかくの如き場合に當りては、祭神として奉祀せらるゝ上に、主神と配祀との別を置けるものあり。

主神とは創立の當初より一社の主體として祭らるゝ神をいひ、官社にありては必ず官幣に預る。主神の數には固より何等の制限ある事なしと雖も、一社にして二座以上に及ぶ時は、別殿として奉祀するを、正則の法式とせしが如し。又古來の由緒により別地に祭れるものさへあり。主神を祭る社殿を、本殿又は正殿といふ。主神に附體して祭らるゝ神を配祀といひ、一に相殿^{合殿、會}とも又は從祀と云ふ。配祀には(一)創立の當初より、主神と親族又は系統上の關係ある神、御伴神、その他由緒上の緣故ある神等を祭れるあり(二)後にかかる種類の神を合祀せしあり(三)中には何等緣故なき神を後に併祭りしもありて、その種類一ならずと雖も、何れの社につても、其待遇主神よりは、一等を降り、官社に列せらるゝも、官祭に預らざるを常例とす。されど中には特種の事由により、昇格して後に主神の位置に進みしものなきに非ず。氣比神宮の如き即ち之なり。配祀の神は主神と同一の殿内に祭らる

るを通則とし、又之を祭るに當りては、主神に對し、神としての尊卑の別を問はざるものとす。隨つて人臣を祭る社に、天神を配し、天皇を相殿とする等、一見奇異に感ぜらるゝ事例甚からず。

三 神社の組織

一神社を組織する基礎は、本殿にあり。されど多くの神社にありては、本殿の外、境内外に亘り、幾多の隸屬神社を有するを常とす。又中には是等の社に對し、隸屬的の關係よりも、寧ろ由緒上不可離の緣故を主とせるもあり。かくの如く由緒上の緣故、若しくは被管の關係ある神社の種類は、本宮奥宮を始め、攝末社等、種々の名稱の下に之を區分せらる。次に逐次之を説明すべし。

平素登山に困難なる山上、又は遼遠の地に在りて、衆庶の參拜にいたく不便を感する神社にありては、山麓若しくはその他便宜の地を擇びて遙拜所を建て、或は新に社殿を設くることあり。かくの如き場合に當りては、(一)舊來の社を奥宮として保存し、新設の神社を本社として、こゝに恒例の祭祀を行ひ、専ら力を一個所に集中

するものあり(二)新設の社を里宮宮とも下の宮、舊來の社を本宮とし、依然として本來の面目を失はざるものあり(三)或は上下社の稱呼の許に、兩社を合して一體と見るありて、古來の慣例一ならずとす。里宮は地理の關係、參詣の便否等外界の事情に隨ひて、その所在を決せらるゝを常とすれば、その數必ずしも一二に止まらず。

以上三種の事例中、第一第三の場合には、本末の資格の定まると共に、一社成立の本位に變更を來し、延きてその由緒に及ぶべく、第二の場合には組織の擴張せらるる外、一社の本位には別に影響をうくることなし。されど今之を古來の事實に徵するに、上述の如く主客の別の明かなるものは、比較的に少數にして、何れを本社とも辨へ難き神社の多きは、特に注意を要すべく、又中には、交通に便利なる平原に存せるもの初めより本社にして、山頂人跡を絶ちたる所に存せる奥宮却つて後世の分祀に係るが如き、反對の事例も、往々にして之を見ることあり。本宮と里宮、奥宮と本社との間は、永く本末の關係を失はざるを普通とするも、時代の經過に伴ひて、彼我交渉を見ざるに至り、單に由緒上の緣故を繋ぐに過ぎざるものなきに非ず。

ある本社に隸屬し、若しくは祭神又は由緒の上に不可離の深縁ありて、永く本末

の關係を保持せる神社を假に附庸の社と名附く。附庸の社には、攝社と末社との別あり（或は別宮攝社、末社の區別に從へるもあり）、攝末社は、概ね左の如き事由によつて起る。

- 一、本社の創立と時を同じくし、若しくはその後に於て、祭神又は由緒の上に何等かの關係ある神を、境内外に祭りて本社の管下に置きたる時、
- 二、祭神又は由緒の上に於ては些の緣故を有せざるも、衆庶の信仰を蒐め、若しくは當世に時めく神、或は神驗の顯著なる神祇の類を、前項と同様の方法によつて祭りたる時、

三、本社の創設以前より境内外に存せし神社を後に管下に屬せしめし時、

四、合祀の結果として他神社を隸屬せしめし時、

五、一社又は之に奉仕する職員の勢力増進するに伴ひ、遠近に存する有縁無縁の神社を管下に引入れたる時、

六、前項と同様の理由の許に分社（之を別宮といふ）を増設し、之を管下に置きたる時、

さて攝社とは字の如く被攝の神社をいへば、祭神の間には必ずしも縁故ありといふべからず（所管社といふに同じく）、末社とは枝宮、枝社の義にして、枝葉、末裔の神社をいふ稱

呼なれば（苗裔神、枝屬神等）祭神間に本末の縁故あるを主とす。然るに中世以來攝末社の用例一ならず、被攝の神社を通じ、末社といへるあり、或は新たに別宮の稱を設けたるありて、その關係紛糾錯綜し、一見之を辨識するに苦しましめき。維新の後官國幣社につき、一定の制を立て、左の標準に合致するを攝社とし、之に該當せざるものをすべて末社と定められたり。その際に於ける攝社考定の標準左の如し。

一、本社祭神の后神、御子神、その他由緒ある神、

二、祭神現社地に鎮座せざる以前、その社ありし舊跡に祭る神社、

三、本社祭神の荒魂、

四、本社の地主神、

五、その他特別の事由あるもの、

即ち攝社を重じて末社を輕しとせるなり。而して攝末社を問はず、本社の境内に存せるを境内神社といふ。境内神社は本社の管理に屬して、組織の一部を成すを常とするも、境外に存せる攝末社の中には、古來獨立の經營をなし、今も猶その資格を認められたるもの甚からず。

さて上述の本宮、奥宮、攝末社等、所謂附庸の社は、神社成立の要素とするを得ざれども、是等幾多の小社は、一神社を組織する上に、有力なる部分とせられし場合頗る多く、又中には一定の數の攝末社を綜合したる上に、一社の基礎を置きし神社もありき。即ち熊野三山の十二所、山王の二十一社、白山の山上山下に亘る三所十社等をその適例とす。

上に記し、諸例の外、變態の組織としては、祭神又は由緒上不可離の關係に居る二所の神社が集合して、一個の渾一體を組織し、一社としての經營をなす場合あり、例へば日前國懸神宮の如し。又前同様の由緒關係に居る二個の獨立神社にして、便宜之を一社と見做さるゝ場合あり、例へば賀茂上下の神社の如し。かくの如き種類を總稱して複本位の神社といふ。複本位の成立する要件としては、距離の近接せることを第一とし、時には全く由緒關係に關はらざる場合あり。

三 神社の興廢

神社の形體具足して社會に生存を營むや、國家又は人類の歴史に起れると同様

に、就中健全なるものは、漸次に發育を遂げて、永くその生命を保持し、然らざるは、中途に斃れて、その跡を隠す。之れ即ち興廢二途の分るゝ所以にして、實に神祇史上深く考慮せざるべきからざる問題に屬せり。次に之を詳述すべし。

一 神社の興隆

一神社が健全なる發育を遂げて、次第に興隆の途につくは、その原因區々に亘りて之を一概に論じ難しと雖も、就中(一)氏人の發達(二)神驗の發揚の二項を以て、最も主要なる條件とすべきか。中世以降の時代にありては、佛教の勢力も亦有力なる一因たるを失はざるべく、この外にも、本社に勢力の集中せし餘波をうけて、關係神社を興し、或は時代思潮の催す所となつて、俄に勃興せしが如き事例は、往々にして之を見る。今その發達の經路を考ぶるに、もとは一氏族又は一地方の祭る社に過ぎざりしものも、前記條件の何れかを具備せし爲めに、崇信をうくる範圍、漸次他氏族又は他地方に及び、遂には國司、領主、又は武家の認むる所となりて、その崇敬社と仰がれ、猶進んでは朝廷に知られて官社の列に加へられ、或は直ちに班幣の例に入

る。一社の興隆は實にこの點を以て極度となす。かくの如く官社の班にまで進みし神社は極めて少數にして、全般の千分が一にも及ばざるべしと雖も、いつの時代何れの處にありても、常に優勢にして、神祇史上最も重要な位置に居り、最初より全神社界の趨勢を左右し來りたり。又中には發達の方向、外部に向ひ、一社の隆盛を期すると共に、漸次その勢力を擴張して、管下に幾多の社寺を隸屬せしめ遂には渾然たる一大組織を形成することあり。即ち、

一、廣く所在に神領を擴張したる時、

二、神驗を發揮し威靈を顯揚したる時、

三、有力なる氏人等が多く分布したる時、

四、神主、社僧等が隨所に勢力を扶植したる時、

等の原因よりして、所在に別宮又は分社の類を設立し、或は有縁無縁の社寺を併合して、是等の諸社を總轄したる上に、一社の基礎を据ゑその權威を立つ前章神社の組織の條に述べし攝末社成立の原因中、第五第六項は即ちその結果の一部分に屬せり。固よりかくの如き大規模の現象は、社寺の旺盛を極めし王朝より鎌倉にかけたる時代に起り、しかも石清水賀茂等の大社を除くの外、

絶えて之を見ること能はざるべしと雖も、類似の小規模なる事例は、發達の途に向ひつゝある多くの神社に於て發見するを得む。

二 神社の廢合

神社にして存立に適せざる時、又は避くべからざる事故に遭ひて、運營機關の底止せられし際には、或は漸次荒廢に歸して遂に世上に跡を斷ち、或は人爲を以て廢合せらる。古來の沿革上、廢合の行はれし原因と認むべきもの左の如し。

一、氏人の衰微離散、崇敬心の亡失等の事故により、神社を保護するものなく、維持に困難を生ぜし場合、

二、兵亂若しくは暴動等の爲めに火災に罹り、又は建物を破壊せられし場合、

三、一定の主義の許に立つ政策上強迫を受けし場合、

四、淫祠なりし場合、

就中淫祠にありては廢止せらるゝを常とす。又合祀の際に當りては(一)他神社の本殿内に主神と同格に祭ると(二)配祀の神とすると(三)境内社に於てし、又は境内

二〇
移轉を行ふとの三種の方法に區別するを得。

一旦他に合祀せられし神社を復活するを復舊といひ、廢止せられしを興すを再興といひ、ともに古來その事例に乏しからず。

三 祭神の分祀

神社を廢合して、祭神を合祭し、若しくは廢止し得るとともに、之を分祀することも、亦可能ならざるべからず。祭神の分祀は、

一、祭神を分靈する場合、

二、二座以上の祭神を分割する場合、

以上二種に分つを得べく、前者は之を勧請と稱し、古くより、各地の神社に行はれたりき。例へば別宮を設立する際の如き、多くは、この方法によれるを見る。分靈を祭る神社を分社といひ、本社との間に、本末の關係あるものとす。後者は、比較的その事例に乏しと雖も、(一)數座の祭神中より、二三の神を分ちて、新たに一社を創立せしものには、小比叡宮より分れし十禪宮の如きあり(二)二座以上の祭神より成る

神社を分祀して、それト獨立の神社とせしものには、伊太祁曾、大屋都比賣、都麻都比賣神社の如きあり。かゝる類猶他にもあるべし。前項第一の場合は、本社の祭神並にその實體に影響を及ぼすことなしと雖も、第二の場合にあつては、必ずしも然りといふ能はず。

四 性質の變化

何れの神社にあっても、時代と共に移行く社會の趨勢に對しては、固より沒交渉なるを得べくもあらざれば、その結果はいつしか、祭神又は神社の性質の上に、變化を及ぼすに至ることあり。今之を氏神の事例につきて説明せむか。

古代の社會に於ては、何れの氏族にあっても、舉族崇敬の中心たる氏神を崇拜、一族の長者たる氏上、若しくは特に一族中より撰任せられたるもの、祭祀の任に當り、氏神と氏人とは世々その盛衰を共にしたり。されば氏人の強盛なるは則ち氏神の繁榮する所以にして、一旦氏人にして勢力を失ふ時は、氏神も亦之と運命を一にするを常としたり。藤原氏の氏神なる枚岡、春日等の神社が隆盛を極めしに反し

て、物部、忌部氏等の氏神が、早く衰微の運に向ひしは、則ちかかる所以に基づけるなり。又氏人にして甲地より乙地に移住することあらむか、氏神も亦之と共に移建てらるべし。かの大和國十市郡なる太玉命を祭る社が、安房國安房郡に建てられ、奈良の春日神社が、長岡京に於て大原野神社を、平安京に於て、吉田神社を分祀せしが如きは、其適例なりとす。されど斯くの如きは、忌部氏藤原氏の如き有力なる氏族にして、且かも大規模の移住の際に於てこそ行はるべけれ、普通の場合にありては、到底之を望まるべくもあらざれば、多くは移住し行きたる地に祭られし神を崇め、遂に之を一族の崇敬する神とするに至る。中臣氏が鹿島、香取の二神を祭るが如きも、この類なるべし。產土神と氏神との混淆こそに於てか始めて起る。產土神は生土神の義にして、本末は生出したる地に祭らるゝ神をいふの稱なり。されば氏族制度の嚴重に保持せられし時代にありては、氏神即ち產土神にして、未だ兩者の區分を見るに及ばざりしなり。かくて時代の變遷に伴ひ、多くは本来の氏神との關係を忘れて、只管產土神の崇敬を事とし、遂に鎌倉時代の末よりは、產土神をも氏神と稱するに至れり。茲に於てか、神社は創立當初の意義を更め、之に伴ひて、

由緒の傾向に一轉化を來す。かくの如く祭神の性格に變化を及ぼしゝ事例は、隨所に之を發見するを得べく、わきても佛教の勢力強盛となりし以降は、その影響殊に顯著にして、中世以來、或は祭神そのものゝ實體を變更し、或はその性格を改め、或は祭神としての位置を轉倒し、猶進んでは、神社の性質を變更し、その由緒を改造せし等の事例、實に枚舉に隙あらずとす。次にその原因となりし條項を列記すべし。

- 一、時代思想の推移せし結果として、崇敬の中心となりし神に變化を生ぜしこと、
 - 二、佛教の影響を受けて祭神に對する觀念に相違を生ぜしこと、
 - 三、祭神を尊貴ならしめむとして故意に變更せしこと、
 - 四、時代の經過と共に、氏子又は崇敬者に變更を來しゝこと、
 - 五、組織に變化を生ぜしこと、
- かくの如きは實に神祇史上頗る注目すべき現象なりとす。

四 神社の資格

前章に述べたる發達の經路を踏みて、朝廷との關係を生ぜし際に當り、神社は始めて公にその資格を認めらる。神社の資格は、祭神につけると、神社そのものに固着せるものとの二種に分つを得べく、前者を神階といひ、後者を社格となす。神階、社格ともに朝命によつて奉進せられ、之を受けたる神社は、則ち有資格の社に屬す。朝廷の外に、武家、領主、國司等に對する關係、又は民間に認められし位置等、社格と同様の價值を有せるものなきに非ずと雖も、是等の事項たる、正しくは、神社の資格と稱せらるべきに非ざるべし。されど中世以降、神社に關する諸制の荒廢に歸するや、代つて天下の神社に重きをなしきは、上記武家、領主等の新に創めし神社撰にして、その結果は、神祇史上に看過すべからざる影響を留めたり。仍つて本章には、神階と社格との制につきて、起源並に沿革を記述するの傍、社格に準ずべき制としてその一班を語らむとす。

一 神階の制度

神階神位とは、神祇に奉る位階の謂にして、神社の祭神に固定し、諸王臣の位階と

は、固より交渉あることなし。仍つて、祭神を同じくせる神社の間にも互に參差あり、又贈位の制とも別に關係なかりしが如し。

さて令制によるに、位階は左の三種に分れ、親王以下諸臣に之を賜る。然るに奈良朝の中葉以降之を移して神祇の上にも用ゐられぬ。

文位品位 一品より四品に至る四階 親王に賜はる、
位階正一位より從五位下に至る十四階 諸王に賜はる、
正一位より少初位下に至る三十階 諸臣に賜はる、

(但し正五位上以下二十階には別に外位の制あり)

勳位 勳一等より十二等に至る十二階 武勳ある者に賜はる、

初め天武天皇の元年、神助に報ぜむが爲に大和國なる高市、牟狹、村屋三神の品を登進められしこと見ゆるも、當時の制を詳にせず。正しくその事の見えたるは、聖武天皇の時代にして、即ち天平八年天皇の不豫を祈り効ありしを以て、豊前國なる宇佐八幡神を三位恐らくは三品の誤に叙し、封四百戸、水田二十町を賜はる。之によつて思へば、當時の制、人臣に於けると同様に、位田を伴ひじを知らる。次て同じく天平勝寶元年八幡神を一品に、比咩神恐らくは后神を二品に叙せられ同二年八幡神に封八百戸、位田八

十町、比賣神に封六百戸位田六十町を充てらる。爾後位階を賜はるもの稍多く、稱徳天皇の天平神護二年、伊豫國なる伊曾乃、大山積の二神を從四位下に叙して神戸各五煙を賜はり、又光仁天皇の寶龜八年、内大臣藤原良繼の病を祈願せむ爲に、氏神鹿島神に正三位、香取神に正四位上を奉らる。爾後その制一般に擴張せらるゝに至り、桓武天皇の延暦以來、承和、嘉祥の兩代を経、清和天皇の貞觀年中に及びて愈々盛に、甚だしきは一日の間の叙位、數十百社の多きに達せしこともありしが、引續き仁和、延喜の時代に及べり。隨つてこの間に於て、新たに位を賜ひ、又之を昇進せられし神社甚だ多く殆ど全國に亘れり。而して、かゝる多數の事例の中には、備中の吉備津彦神、淡路の伊佐奈岐神の如く、特種の事由により、品位を賜ひしあり。又常陸の鹿島神を始めて、出羽の大物忌、月山、小物忌等諸神の如く、武事に關する祈請を受けて勳位を受けられしも尠からずとす。されど之を通考するに、延暦以降の時代に及びては、昔日の如き位田を賜ふの制を廢せられて、單に位記の奉進に止まるを通則としたるが如し。

さて之より先き、文徳天皇の嘉祥三年十二月八日勅ありて、天下大小の諸神に通

じ、官社、非官社の別を問はず、有位は一階を進め、大社及び名神は無位と雖、從五位下に、又從五位下以下は、有位無位を論ぜず、すべて正六位上に叙せられぬ。惟ふにこは天皇即位の初めに當り、普く天下の諸神を優遇せられしものならむ。されどこの時は何れの範圍までに及ぼされしか詳かならず。尋いて清和天皇の貞觀元年正月二十七日五畿七道に亘り、二百六十七社の神位を進められ其社名三代實錄に出づ醍醐天皇の寛平九年十二月三日、三百四十社の位階を昇叙せらる其一々の社名詳かならず。この兩度ともに前代と同じく即位に際して行はれし恩典にして、世に之を諸神同時の叙位といへり。然るにこの制度は、事頗る簡易にして、且つ比較的に公平なるを得たりし爲めか、この後に至りても、辛酉の革命並に兵革の御祈禱に際し、之を行はるゝを例とし、延きて室町時代の末に及べり。次に之を表示すべし。されどその都度、天下の諸神又は諸國の明神と概稱したるに止まれば、天慶三年度の如く、他に傍證の存せるものを除くの外は、推しなべて、何れの所、何れの社にまで及ぼされしか、之を明かになし難し。

諸神同時叙位の表

年代	範圍	理由
嘉祥三年十二月八日	天下大小諸神	即位の際の恩典
貞觀元年正月廿七日	二百六十七社	同上
寛平九年十二月十三日	三百四十社	同上
天慶三年正月六日	天下又は諸國の諸神	兵革の御禱祠には封戸を奉る
永保元年二月十日	同上	辛酉革命
永治元年七月十日	同上	辛酉革命
治承四年十二月十二日	同上	同上
元暦二年三月四日	同上	同上
建仁元年二月十三日	同上	同上
弘長元年二月二十日	同上	同上
元亨元年三月廿八日	兵革の御禱祠 極位の神は禱宣禱等に叙位	兵革の御禱祠
永徳元年二月廿四日	諸神	辛酉革命
文龜元年二月廿九日	天下又は諸國の諸神	同上
	同上	同上

建治元年七月二十日	同上	兵革の御禱祠
元亨元年三月廿八日	諸神	辛酉革命
永徳元年二月廿四日	天下又は諸國の諸神	同上
文龜元年二月廿九日	同上	同上

備考

元亨元年度は、諸神位記事被仰之とありて、一階を進めらるゝ例文見えず。

室町時代の中葉以降、前記の年代を通算して、諸社に相當の位階を勘ふること行はれたり。但しこの際には、貞觀、寛平及び元亨度を除くを例とし、又文龜元年より後に及びても、之を加へしものあるを見ず。

かくて延喜以降の時代に及びては、その制全く廢絶せしには非ざれども、王綱弛廢して皇威地方に普からざりしと、一つには諸神同時の叙位、切りに行はれて、復前日の如くそれゝの社につき之を行ふの必要を見ざりし等、種々の原因によりて、前代に比すれば、いたくその度數を減じたると共に、その範囲も頗る狭隘なるに至りぬ。随つて之より後に見はれし神社の多くは、京畿の中又は附近の地にありて

新たに朝廷と深き關係を結びしか、或は從來の沙汰に漏れし式外の社にして新たに勃興せしものか、若しくは公家に特種の緣故あるものに止まり、且つその階級も、主と一位、二位等の高位に限られて、五位以下は殆どその用例を見ざることなりぬ。然るにかく公の制度の萎靡に歸したるにも係はらず、國司限りの處置に屬せし借位の制は、延喜の頃より見え初めで、爾後漸く隆盛ならむ。之れ一つには授與の手續、比較的^に簡易なりしによるならむか。かの諸國の國內神名帳に註記せられたる位階にして、國史に所見なきは、蓋し借位に屬するものならむ。

さて上述の傾向は、世を経ると共に、次第に甚しく、鎌倉より室代時代にかけては、愈々その事例^の乏しきを告ぐると共に、殆どすべての場合に亘り、極位を以てせらるるを常例としたり。こは諸神同時の叙位によりて、その數を加へし正一位の神社と權衡を保たしめむが爲めなるべし。然るに室代時代の末期頃よりは、同時の叙位を停止せられしに加へて、神祇官の荒廢日久しく、神祇に關する諸制は全く廢絶に歸しぬ。茲に於てか將に勃興の運に向はむとせし吉田家に於ては、かかる時勢の闕陥を補はむとしてか、朝廷に倣ひて私に位記を發し、請求に應じて之を諸社の

神主に授與したり。之れ即ち宗源宣旨にして、その起源は少くも後柏原天皇の永正の頃に存せしが如し。位記として用ゐられし宗源宣旨には、新たに正一位を授くるものと、諸神同時の叙位の年紀を勘へて正一位相當のことと證明するものとの二種に區別するを得。

爾後江戸時代に入るに及び、宗源宣旨は益々時好に投じて次第に流布の範囲を擴張し、之を受くるもの相踵ぎしかば、遂には公の制度と同様の効果あるものゝ如くに重視せられぬ。されどその傍に於ては、古來の制度も次第に復興の運に向ひて、元祿以降漸次授與の數を加へ、廣く諸國に亘りて之を推し及ぼされしが、之と共に由來久しき濫授の弊習は殆どその極點にまで到達し、之が授與に當りては、何等神社の由緒を顧みることなく、一に縁故者の請託によつて決せられし形跡の次第に甚だしからむとせしを見る。次に慶長以降の時代に於て、正一位を奉られし神社の中、管見の及びし限りを左に表示すべし。

慶長四年四月十九日 京都 豊國明神
元祿九年八月廿一日 摄津國川邊郡多田權現

同十四年十一月十八日

山城國葛野郡西八條郷六孫王權現
河內國古市郡壺井權現

同十四年十一月廿二日

陸奧國會津郡諭訪神

享保八年二月一日

石見國美濃郡柿本大明神

同 年七月五日

肥前國長崎諏訪大明神

元文元年十一月三十日

出羽國飽海郡大物忌神社

延享五年四月十七日

播磨國飴東郡長壁神

同 五年四月十七日

陸奥國宮城郡鹽竈神

寛延元年九月十五日

美濃國賀茂郡山白川大山神

同 二年八月十日

陸奥國白川郡近津神

寶曆二年十二月十八日

大隅國噲噲郡宮浦神

同 五年四月十二日

甲斐國 潶神

同 九年四月二十日

伊勢國 八王子社

同 十二年正月九日

上野國勢多郡赤城神

明和三年八月二十日

肥前國 猛島神

明和四年十一月四日

下野國鹽谷郡木幡社日光大明神

同 五年九月六日

安藝國沼田郡廣島稻荷大明神

安永元年十一月廿六日

陸奥國白川郡味稻荷神

同 七年正月三十日

常陸國久慈郡稻荷神

同 同 年五月十九日

下野國都賀郡星宮神

享和元年六月一日

美濃國武儀郡洲原白山社

文化三年六月十一日

越中國射水郡日吉社

同十三年八月十七日

出羽國田川郡日吉社

同十四年七月十一日

陸奥國松前姥社

同 同 年九月三日

佐渡國 后大明神

文政元年九月十三日

下總國猿島郡小山村香取神宮

同 六年七月廿二日

出羽國田川郡出羽神社羽黑三所權現

同 十二年十一月八日

長門國 仰德大明神

同十三年四月廿七日 陸奥國信夫郡土船守村貴船明神
天保六年十月廿四日 三河國渥美郡吉田天王
同十一年二月十九日 安房國長狹郡平塚村石尊大權現
同十四年二月十六日 大隅國大隅郡五社大明神
同十五年十月一日 出羽國田川郡春日大明神
嘉永四年三月十五日 山城國葛野郡山高尾護王大明神
安政元年十一月廿九日 三河國幡豆郡御劍八幡宮
同 安政二年九月十日 同 伊文天王
同 同二年十二月廿一日 出羽國田川郡荒倉大權現
同 同四年十一月十九日 上野國勢多郡赤城二宮神社
同 同五年八月廿四日 下野國鹽谷郡麓山神社等根大明神
文久元年八月二日 石見國邇摩郡城上神社
元治元年五月二日 紀伊國名草郡木本八幡宮
安藝國豐田郡沼田宮

慶應三年三月廿七日

信濃國埴科郡栗狭神社

維新の後に至り、宗源宣旨は勿論、公よりせらるゝ神階の制度も全く之を廢止せられぬ。

さて上に述べし古來の變遷の中、平安朝中期以降の時代は、暫く擣いて問はず、主として之より以前の時代につきていはむに、神階の發驗、社格の昇進等、一社の勃興に際除くの外、遷都、行幸、祈禱等、臨時の大事か、神威の發驗、社格の昇進等、一社の勃興にして、之を行はるゝを常例としたれば、事なき神社にありては、例ひ班幣の列にありと雖も、長く之を受くるを得ず、之に反して京畿附近の諸大社は切りに恩典に浴して、早く高位に進みしが如き公の制度としては少からぬ闕陥あるを免れずと雖も、之を通觀するに、自ら尊卑の別を辨へ上下の分を糺したる跡の徵すべきものあり、中にも意を用ゐたりと思はるゝは、祭神、由緒ともに尊貴なる伊勢の兩宮、日前、國懸宮に神階を奉らず、又、石清水、祇園、北野等、所謂式外の精進神にも、之を奉らざるを例とせしことなりとす。

神位記並に奉進の式 平安朝時代の制を按するに、叙位を行はれむとするに臨み

ては、先づ國司の奏請に基づきて仗議あり、内記に仰せて本位を勘申せしめらる、尋いて内記上卿の命を奉じて位記を造進す、この後内覽奏聞を經、請印のこと終りて頒與せらる。内記式に見えたる神位記の式左の如し。

勅

無位某神 今奉授某位

年月日

その装束三位以上は、縲紙、縲、雜綺帶、黃楊軸を用ゐる。こは人臣に授けられしと同一の制なり。仍つて思ふに式に明文の存せざる四位五位の制も、同様に、白紙、白縲、帛帶、厚朴軸を用ゐられしならむ。さて上に掲げし神位記の式は、僧尼位記式に同様にして、公式令に載せたる勅奏授位記式とその起源を一にせるものゝ如し。隨つて嵯峨天皇の弘仁九年に改定せられし漢様の式、即ち延喜の制による一般の位記とは、全くその形式を異にしたり。

位記を奉進するの式、古くは使を發遣してその由を告げしめられしこと見えたるも、こは特に尊貴なる神社か、若しくは、特別の場合に限られしが如し。延喜以降

位記の實例

その一

六、河内國 美具久留御魂神社藏	藏人頭左中辨藤宣泰
(宿紙)	(宿紙)
宗源 宣旨	
正一位 青箭大明神十座	
* 河内國石川郡喜志村	
右奉授極位者	
神宣之啓狀如件	
正徳五年十月廿三日神御岐宿禰	
神祇饗長上從位ト部 輞兼敬	
元治元年五月二日	

(宿紙)

(宿紙)

るも、こは特に尊貴なる神社か、若しくは、特別の場合に限られしが如し。延喜以降

位記の實例 その一

一、近江國 日吉神社眷屬牛豆明神

五、安藝國 沼田神社藏

正六位上牛豆明神

今奉授從五位下

保元三年二月二日

(黄紙)

二、紀伊國 丹生都比賣神社

沼田宮 右可正一位
中務祠壇年久靈驗
八方尊敬萬民崇禮宣
主榮爵式表神澤可依前件授新
元治元年五月二日

正二位丹生明神

今奉授從一位

壽永二年十月十六日

(黄紙)

三、近江國 沙々貴神社

元應元年七月二日 宣旨

公實俊克德忠順道孝

近江國沙々貴社

宜奉授正二位位記

藏人頭宮内卿藤原成隆奉

從二位行權中納言臣實麗等言

制書如右請奉

元治元年五月二日

月日辰時正四位上行大外記兼助教中原朝臣師身

左中辨豐房

關白從一位行左大臣朝臣

太政大臣閥

右大臣正二位朝臣

内大臣正二位兼行左近衛大將朝臣

二品行式部卿邦家親王

正三位行式部大輔在光

參議從三位行左大辨長順

從四位上行式部權少輔長義

告沼田宮奉

制書如右符到奉行

元治元年五月二日

右奉授極位者
神宣之啓狀如件
正徳五年十月廿三日神御岐宿禰奉
神祇饋長上從位卜部韁兼敬

(宿紙)

正一位青箭大明神十座

宗源宣旨

六、河内國 美具久留御魂神社藏

四、山城國 賀茂別雷神社藏

上郡中山大納言

藏人頭左中辨藤原成隆奉

正一位青箭大明神十座

右奉授極位者
神宣之啓狀如件
正徳五年十月廿三日神御岐宿禰奉
神祇饋長上從位卜部韁兼敬

(宿紙)

正一位青箭大明神十座

右奉授極位者
神宣之啓狀如件
正徳五年十月廿三日神御岐宿禰奉
神祇饋長上從位卜部韁兼敬

(宿紙)

の例は、近傍の神社にあつては、社司を召して之を給ひ、山城國以下諸國に存せるものに就きては、國司の許に送り、國司をして進めしめられし如くに見ゆ。

鎌倉時代以降に及びては、昔日の如き、嚴儀の制は、漸く廢れて、一般に口宣を以て之に代へ、同時に案を神社に下さるゝことゝなりしが、遂には位記の頒行をも省略せらるゝことあるに至りぬ。

慶長以降舊儀を復興せられて、宣下の式を行ひ、又特に使ト部氏之^{に當る}を發遣して宣命を奏し、位記を進めしめられき。即ち豊國明神を始めて、六孫王、壺井、柿本、護王等の諸社はこの例による。されどその他の神社につきては、仍ほ中世以來の流例に従ひて、消息宣下の式に據り、請求に應じて位記を下され、又神主を召して、之を賜ひき。蓋し事體の輕重によつて區別せられしものならむ。當時の位記は、その式人臣に授けらるゝものと同一にして、初めに褒揚の文を記し、次に大臣納言以下の連署あり、前中後に内印を捺す。参考の爲め、位記、口宣案と共に、宗源宣旨の標本を示す。

本社の神位を以て、分社の神に推及ぼすは、古制に背きたることにて、古くはその例を見ざりきと雖も、近世に至り往々にして、之を行へるものあり。就中顯著なるは稻荷神社にして、本社より授與する璽物には、悉く正一位稻荷大明神の神號を記し、勸請の神體にまでも之を及ぼしたり。又日吉神社に於ても、分社に對し極位の神なるを證明したる事例あり。かゝる類猶他にも多かるべし。

二。社格の制度

公に認められたる神社の資格を社格といふ。社格は、原則として神社に固定し、加列の沙汰あると共に昇格、轉格及び除格の處置を見ることあり。而して神階とは、別に關係あることなし。史にいふ、崇神天皇の七年、天社及び國社を定めらる、之れ社格の制の起源なりと、されど委しくは之を繹ぬべからず。降つて大化の革新より、奈良朝にかけたる時代に入るや、他の諸般の制度の確立すると共に、社格の制も亦漸く見るべきものあるに至り、文武天皇の慶雲三年に於て、その記事始めて見はる、即ちこの年甲斐、信濃、越中、但馬、土佐等の國の十九社を祈年幣帛の例に加へられしことの見えたる之なり。祈年の幣に預るは、後世の例を以て推すに、官社に列せられしをいふものなれば、この時已に一般の神社には官社、非官社諸社又は民社の二大別を生ぜしこと知るべきなり。祈年の幣に預る神社、即ち官社を社格の基礎となす。已に官社の設けある上は、その社名を登載する神名帳の編成かかるべからず、古語拾遺の説によるに、文武天皇の大寶年中に至り、初めて記文ありしも、神祇の簿は

猶明案なかりしが、聖武天皇の天平年中に及び、神帳を勘造せらる、されどこの時は中臣氏權を専らにして意に任せ取捨を行ひしを以て、由あるは小社と雖も、皆列せられ、縁なきは大社なるも猶廢せらるゝと、この言多少は傾聽するの價值あるべし。

さてこゝに見えたる神帳は、この後延喜式に收められし神名帳の基礎なるべし。奈良朝時代の制は、明かならずと雖、天平年中に勘造せられし出雲國風土記を見るに、神祇官に在る社と、在らざる社との別を立てゝ、國內の神社を區別し、且つその數も延喜式に見えたると略一致すれば、之によつて一般の状勢を類推するを得むか。爾後寶龜、延暦の時代にかけて、新たに官社に列せられしもの漸く加はりしが、延暦十七年に至り、改めて祈年の幣帛を受くる神社を定められぬ。かくて承和、嘉祥の兩代よりは、更にその數を増加し、延きて延喜の時代に及び、こゝに至るまでの變遷並に發達の傾向、概ね神階の制とその揆を一にせり。

今上記の時代を通じ、列格の理由となりし條項を稽ふるに、或は能く吏民の禱に應じて旱疫の災を救ふといひ、或は靈驗顯著なりといひ、或は神力によつて、戰勝を得むとせし等、神階に於けると同様に、神威の發揚にまつを第一とし、氏人の勃興に

よる場合之に次ぐ。かくてこの時代に於ける官社の總計は、陽成天皇の元慶元年、大嘗祭の奉幣を受けし社數を記して、天神地祇三千一百三十二神と見えたれば、之その當時の現在數なるべし。尋いて延喜式を發布せらるゝに及び、その制詳かに見えたり、即ち左の如し。

一、官社として祭らるゝ天神地祇の總數三千一百三十二座にして、宮中、京中、五畿内以下七道に亘り、社二千八百六十一處、前神二百七十一座を數ふ。

二、官社には神祇官の祭る神^{所謂官幣社}と、國司の祭る神^{所謂國幣社}との二種あり、何れも大小の二級に分たる。

三、神祇官の祭る神の中、大社^{所謂官幣社}は、祈年^{二月次}、十二月新嘗月^{正月}等、四度の祭祀に案上の官幣に預り、就中七十一座は相^{嘗祭を加へらる}、小社は新年祭に案下の官幣を受く。

國司の祭る神は大小を通じ祈年の國幣に預る。

幣帛の品目及び數量は社格に應じ相違あり

別表

四、官幣を受くる大社は、五畿内を主として、以下諸道に散在せるも、西海道に之を見ず、小社は五畿内に限らる。

國幣を受くる社は、東海道以下諸道に存在せり。

五、官國幣を通じ大社の中特に待遇の重きものを名神といひ、名神祭に預る。名神とは世上に名立たる神の謂にして、朝旨により之に列せらる。

延喜の制に見えたる官社は、世に之を式内社^{略して式内社とも}といひ、式中の神名帳にその社名を登錄し、併せて所在の國郡名及び社格を記載せらる。式内社に對し、神名帳に漏らされし古社、及びその後に起りし神社を、すべて式外社と稱す。式外なるも、その社名六國史に出てたる社は、之を國史現在社といひ、古來式内社に準すべき由緒ある社と認められたり。

延喜の制略^上の如し。之に由て之を觀れば、官社に對する待遇は、特定の祭祀に幣帛を捧げらるゝに止まりて、今日の官國幣社とは、いたくその趣を異にせしを知らるべし。之に加ふるに當代の世相と人心の推移とに鑑みれば、かくの如き劃一的の完備せる制度は、果して何れの點まで行はれしか、頗る疑はしといふべし。

さてこゝに一言附記せざるべからざるとあり、そは延喜式に於て、初めて明確に規定せられたる官幣、國幣の起源、並に沿革に關する問題これなり。今式に見はれ

たる制度の精神を稽ふるに、五畿内の中は、神祇官の直轄区域として、小社と雖も、悉く官幣に預り、又由緒特に重き社は、諸道の末に位せるも之を國幣に委せざる等、神社の奉幣は神祇官よりするを本則とし、國司の行事は何等かの事情の爲めに之に代はらしめし一種の委任事務なるかの如き形迹の察せらるゝものなきにあらず。仍つて推考するに、早く先人の説を立てしが如く、そのかみは悉く官幣なりしも、ある時代よりは便宜之を國幣に移されしにもあらむか。次にその證左の二三を挙げむに、延暦十七年に當り、道路遅遠にして往還に困難多き故により、從前諸社の祝どもの年毎に入京して幣帛を受け來りし制を改め、爾後は當國の物を用ひしめられしとあり、之れその有力なる資料ともいふべく、よつて惟ふに此頃より、その端緒を開始せしならむか。之より後は、諸社の班幣やうへに誠實を闕きて、幣帛の濫滯次第に加はり、朝廷をして、その處分に苦しましめしと一方ならざりきといへば、かかる困難を除かむとする必要上よりも、國幣に移さるゝもの次第に加はりしならむか。又その例證を諸社の中に求むるに、かの安藝國の伊都伎島神社の如き、弘仁二年名神に列せられし際に當りては、四時の幣に預りて、明かに官幣社の待遇を

五畿諸道	所在	山	道 陸 北						計	出 羽										
			丹	丹	波	計	佐	越	越	能	加	越	若	渡	後	中	登	賀	前	狭
三〇四	大社	官				一												五		
	小社	幣				一												三七	二	
四三三	社	國				六五	四三										一一一	八二		
	計	總				九	五	三	四	三	四	二	元	西	七					
二七七	大社	國				九	六	三	四	三	四	二	元	西	七					
	小社	幣				九	六	三	四	三	四	二	元	西	七					
二六六	社	國				九	七	三	四	三	四	二	元	西	七					
	計	總				九	七	三	四	三	四	二	元	西	七					
二〇七	大社	國				九	七	三	四	三	四	二	元	西	七					
	小社	幣				九	七	三	四	三	四	二	元	西	七					
二九九	社	國				九	七	三	四	三	四	二	元	西	七					
	計	總				九	七	三	四	三	四	二	元	西	七					
二三三	大	計				九	七	三	四	三	四	二	元	西	七					
	小	計				九	七	三	四	三	四	二	元	西	七					

備考 數字はすべて座數を示す。

式内社一覽

(本道には官幣社のみにて國幣社なし)

その一

所 在	京 中	宮 中	所 在	計	所 在	京 中	宮 中	所 在	計	所 在	計	
大官幣	三〇	三〇	大官幣	三	大國幣	六	六	大官幣	三	大官幣	三	
小社	六	六	小社	六	小社	三	三	小社	三	小社	三	
計	三九	三九	計	三九	計	三九	三九	計	三九	計	三九	
内畿	所 在	内畿	所 在	内畿	所 在	内畿	所 在	内畿	所 在	内畿	所 在	
攝和河大山	大官幣	三三	攝和河大山	三三	攝和河大山	三三	攝和河大山	三三	攝和河大山	三三	攝和河大山	三三
津泉内和城	小社	五七	津泉内和城	五七	津泉内和城	五七	津泉内和城	五七	津泉内和城	五七	津泉内和城	五七
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	

(西海道以下諸道にはすべて官幣社を關なし)

五畿諸道	所在	山	道 陸 北	計	道 山 東	計	道 海 東	計	所 在	計	所 在	計
丹波	大社	丹波	佐 越 能 加 越 若 渡 後 中 登 賀 前 狹	一	出 陸 下 上 信 飛 美 近 羽 奥 野 濃 驛 濃 江	五	常 下 上 安 武 相 甲 伊 駿 遠 三 尾 志 伊 伊 陸 總 總 房 藏 模 斐 豆 河 江 河 張 摩 勢 賀	四	大官幣	三	大官幣	三
四	小社	四三	一一一八二	四三七	二五一三七一八	五三三	一一一一一四一二八二四一	一	大國幣	三	大國幣	三
三	計	三六	九五三三四四六元	西〇	七五二九四八元四	七九	三〇四四四三元八七八三一三二	二	小社	六	小社	六
七	大社	三五	九五四四四三四	三七	九〇二三四八元吾	七三	七〇五五四三云九三三七八三三三	三五	計	三	計	三
七	小社	三五	九五四四四三四	三八	九〇二三四八元吾	三三	元二五六四三云九三三七八三三	三五	總計	三	總計	三
八	大國社	二八	道海西	計	道海南	計	道陽山	計	道陰	計	内畿	所 在
三〇	小社	二九	對壹薩大日肥肥豐豐筑筑	計	土伊讚阿淡紀	計	長周安備備備美播	計	隱石出伯因但	計	攝和河大山	所 在
七	計	二九	馬岐摩隅向後前後前	一七三一二五	六三	門防藝後中前作磨	一七	岐見雲耆幡馬	一七	津泉内和城	大官幣	大官幣
三九	大社	二九	六七一一一一三二六	二九	二八	四	一	三	一八	三三	三三	三三
三九	小社	二九	三七二四四三三五三二三	二九	二七二四二八	二九	二〇七七五〇四	二九	二三	五七	五七	五七
三九	計	二九	三七二四四三三五三二三	二九	三七二四三三	二九	五〇二七六二四七	二九	二三	五七	五七	五七
二四〇	大社	二九	元四二五四四四六六四	二九	二四	二四	五〇三七八二二吾	二九	二三	六九	六九	六九
二四〇	小社	二九	元四二五四四四六六四	二九	二四	二四	五〇三七八二二吾	二九	二三	六九	六九	六九

備考
数字はすべて座敷を示す。

式内社一覽

その二

		大官	
		名	大、月、相、新
		大	五五(三)
		三〇六(二二四)	二
	大	二〇七(五〇)	二
	二八六(三九)	四九二	一
		二六四〇	一
			一
			一
		二三一三	一

備考

数字は座敷を、括弧内は、社数を示す。第二欄及び第四欄名神の項、右方は臨時祭式(官小にありては四時祭式)に左方は神名帳による計数とす。

式内社一覽

その二

社小	社大	小國	大國	小官			大官						
	大名 二〇七(三九)	大名 二八五(二〇三) 三〇六(二二四)		大名神 二七(二八) 一七九(一四七)	大神 一六一(一二九)	同上不加鍼 鞶神 三四五 三三二(七九)	同上加鍼 鞶神 二(二)	同上加鍼 鞶神 二〇 二四(二〇)	新年幣加鍼 鞶神 六五 七五(五七)	名大月相新 大月相新 一六四(一一四) 一六一(一一二)	名大月相新 大月相新 一六九(四六) 七二(四六)	名大月相新 大月相新 一六(一〇九)	五五(三二) 五五(三二)
	二六四〇	四九二		二三〇七(二二三七四)	一八八前 五三五		四三三前 三七五		二三三(一五七)	三〇四前 一二二四(七七四)	一九八	一〇六	
			(八八二二)五九三二 七〇一前										
二三一三				一七二前(一六八二)二三一三									

備考 數字は座數を、括弧内は、社數を示す。第二欄及び第四欄名神の項、右方は臨時祭式官小にありては四時祭式に左方は神名帳による計數とす。

を加ふ、又小社には鍼鞆を加ふる神社あり、その數前表に詳かなり。

品目		同上		座別	國幣社
綿	絲	大	社	小	社
		三	兩		
		兩			
				二	兩
				兩	

名神祭幣帛表 座別

純五尺 綿一屯 絲一絢 五色薄純各一尺
木綿二兩 麻五兩 (裹折薦廿枚)

但し大禱ある時は、純五丈五尺を加へ、布一端を以て絲一絢に代ふ。

四時祭幣帛表 席別

官幣社

品目	官幣	大社	主神
年月次	新嘗		
繩	五丈	大社	主神
綿	二兩		
木	一屯		
絲	一絹		
(繫 祈 詞 座 新 短 疊)	五色薄綱各一尺		

四時祭幣帛表 座別

官幣社

品目	官幣	大社	前神
年月次	新嘗		
繩	五丈	大社	主神
綿	二兩		
木	一屯		
絲	一絹		
(繫 祈 詞 座 新 短 疊)	五色薄綱各一尺		

酒鹽雜滑海腊堅鰐酒鑑鹿鞚弓槍楯八四布純倭文纏纏纏纏									
海海								座	刀刀刀
菜藻藻魚角								置	置
幙								三寸文	寸布尺寸布三寸文
五二一一五 丈四尺兩兩尺尺								布	綿文純
(五尺)								一丈四尺	但し社別
五二一一五 丈四尺兩兩尺尺								兩兩尺尺	五二一一五 丈四尺兩兩尺尺
(五尺)								東東	枚枚東東
(五尺)								口口口口	竿枚東東口口口口
(五尺)								東東	口枚東東
(三尺)								東東	口枚東東
(三尺)								兩兩尺尺	五二兩兩尺尺
五二兩兩尺尺								兩兩尺尺	五二兩兩尺尺

備考

新年祭の幣、神宮には馬二疋(月次祭之に同じ)を、御歳社には白馬白猪白鶴各一疋、高御魂、大宮女二社(月次祭之に同じ)並に水分十九社には各馬一疋を加ふ、又小社には鐵鞚を加ふる神社あり、その數前表に詳かなり。

名神祭幣帛帛表 座別

綿絲	品目	同	上	座別	國幣社
綿絲	品目	大	社	社	國幣社
木綿二兩	綿一屯	三兩	三兩	小社	國幣社
絲一絹					
(繫 祈 詞 座 新 短 疊)	(繫 祈 詞 座 新 短 疊)	(五尺)	(五尺)	(五尺)	(五色薄綱各一尺)

但し大禱ある時は、純五丈五尺を加へ、布一端を以て絲一絹に代ふ。

うけたるにも係はらず、延喜式に國司所祭の大社と錄せられたるより思へば、他にもかくの如く官幣を止められし神社の渺からざりしを想像せらるべく、かく定めて考ふれば、國幣は一時の權宜に出でし便法に過ぎずともいふべからむか。

延喜の後は再び格式を撰定せらるゝに及ばず、陽には式文のまゝに諸政を施行せられしかば、官社の制に至りても、必要に迫られて僅か二三の神社を列格せられしに止まり、その他には何等の變化をも生ずることなかりしと雖も、時代の推移に伴ひて、班幣の制は愈々その實を失ひ、遂には全く之を停止せらるゝに至りぬ。その時期は蓋し南北朝兵亂の際にあるか。

賊盜律並に衛禁律法曹至要抄所引によるに大、中、小社の區別を立てたり。されどその標準明らかならず、又何れの社を以て之に列せられしやも知るべからず。然るに平安朝の季世頃の解釋によれば、大神宮を大社とし、賀茂住吉を中社とし、自餘の社を小社となすといへり。この説は、律にいふ所と一説するものなりや否や疑問に屬すと雖も、兎に角も、延喜の制に見えたる大小社の區分の外にも、上記の如き一種の制度の行はれしことは明かならむ。維新の後大、中、小社の制を設けし

は、かるゝ古例を參照せしに由るといふ。

延喜式に次いて、社格の制の確立せしは、遙かに年代を隔たりて、王政維新の際に降る。當時の制は、之を前後の二期に分つを得べく、前期は明治元年より四年に至る間に、全く準備の時期に屬し、實に元年十月に起る。即ちこの月先帝武藏國の一宮氷川神社に幸して、親祭の典を擧げ、本社を以て當國の鎮守、勅祭の社と定めらる。勅祭社の名目こゝに始まりぬ。尋いて同年十一月、勅祭神社、直支配神社、准勅祭神社の三等を定められぬ。即ち左の如し。

神祇官勅祭社

勅祭社は、最初伊勢を始め十三社なりしが、引續き直支配社その他より之に加列せられしものゝ如し。仍つて今は最後の調書により之を掲出することゝしたり。

伊勢兩宮	賀茂下(天祭)	氷川(同)	杵築(大奉幣)	熱田(同)	宇佐(同)
鹿島(同)	香取(同)	石清水(大祭)	春日(同)	香椎(中奉幣)	宗像(同)
日吉(同)	三輪(同)	大和(同)	八坂(中祭)	北野(同)	太宰府(小奉幣)

廣瀬(同)	龍田(同)	石上(同)	廣田(同)	住吉(同)	松尾(小祭)
大原野(同)	吉田(同)	平野(同)	稻荷(同)	梅宮(同)	貴船(同)

神祇官直支配社

勅祭社と同様に最後の調書による。

諏訪兩社	日前國懸	阿蘇	金刀比羅	英彥山	戸隱	熊野三山	日御崎
熊野(出雲)							

神祇官准勅祭社

日枝神社	東京市麹町 區永田町	根津神社	東京市木郷 根津須賀町	芝神明神社	東京市芝 區宮本町
神田神社	東京市神田 區宮本町	白山神社	東京市小石川 區白山前町	龜戸神社	東京市深川 區龜戸町
貴船神社	東京府荏原 郡品川町	富岡八幡神社	東京市深川 區深川公園	王子神社	東京府北豐 島郡王子村
氷川神社	東京市赤坂 區氷川町	六所神社	東京府北多 摩郡府中町	鷲宮神社	埼玉郡鷲宮村

一、勅祭神社は伊勢兩宮を始め丹生一社を除くの外の二十二社、新たに祭られし武藏の鎮守、及びその他古來特に由緒重き神社等之に屬す(中從前二十二社に列して官祀を享け來りし社は神祇官より之を祭り、その他はすべて奉幣に止む)。

二、直支配神社は、二十二社に次ぐ由緒ある神社、及び王政の復古に際し特に勳功多かりし大社等之に屬す。

三、准勅祭神社は江戸の府内及び附近に存して從前幕府の崇敬をうけ來りし主要なる神社之に屬す。

以上、勅祭、直支配、准勅祭の三種は、何れも神祇官の直支配に係る。かくて同三年二月に至り、さきに定められし三種の神社中、二十二社及び古來由緒の殊に重かりし神社二十九社につき、官祭の典を再興し、大奉幣、大祭、中奉幣、中祭、小奉幣、小祭の區別を立てらる、即ちさきに註記せしが如くなり。

さて上に述べしは、維新後忽々の際に定められし制にして、不備の點甚からざりしを以て、四年五月に至り、更めて官社以下社格の定額を規定せられ、廣く全國の諸社に之を推及ぼされぬ。即ち左の如し。

一、天下の諸社を、官社諸社の二種に分つ。

二、官社の種類を、官幣社、國幣社の二種とす、ともに神祇官の管理に屬し、各大、中、小の三等に分たる。而して官幣社は神祇官、國幣社は地方官之を祭る。

官國幣社を通じ、新年、新嘗、例祭の三祭に班幣を受け、官幣社の例祭と、新年、新嘗の二祭とには官幣を、國幣社の例祭には、國幣を奉らしめらる。但しこの制は、翌五年より始まる。

三、諸社は府(藩)社、縣社と、郷社との二等に分たれ、前者は府(藩)縣崇敬の社、後者は郷邑の產土神とす、ともに地方官の管する所たり。而して郷社の下に附屬して、一地方の氏神と仰がるゝ社を村社とす。

諸社には、當時未だ班幣の制なし。後十五年前後より、請願に任せ、由緒ある府縣社には例祭の幣帛料金五圓を奉らしめられしが四十年一月よりは、村社に至るまで例祭に神饌幣帛料を供進し得ることとし、尋いで大正三年四月に至り、官社と同様に新年新嘗の二祭を加へたり。

翌五年四月新たに別格官幣社を設けられ、又この前後より、官社にして昇進せしもの、並に諸社の中より官社に加列せられしもの漸く加はりぬ。次いで官制の改革に伴ひ、班幣の事務宮内省に移さるゝや、官國幣の性質に一變化を生じたり。かくてこの後に至りても、官社諸社を通じ社格の異動渺からず。又立法の精神、その

取扱の方法等に至つては、多少變更せられし點なきに非ずと雖も、制度としては、今猶當時の定めを遵守して渝ることなしとす。今明治四年社格制定の際と、大正三年十一月の現在とを比較して官社の數を示さむ。

	明治四年現在		大正三年現在		明治四年現在		大正三年現在	
	社數	座數	社數	座數	社數	座數	社數	座數
官幣大社	二九	八九	國幣大社	四四	國幣大社	四四	國幣大社	六七
官幣中社	六	四六	國幣中社	二八	國幣中社	一八	國幣中社	六〇
官幣小社	三三	二八	國幣小社	三	國幣小社	二五	國幣小社	二三
別格官幣社	三	二二	通	一〇〇	通	六二	通	八五
官國幣社通計	九七	一一六六	官國幣社通計	一七二	官國幣社通計	七二	官國幣社通計	七二
	二二五〇	一一六六						

備考 座數の欄右方に示せるは祭神そのものの数、左方に記せるは供進せらるゝ幣物の数とす。

附けていふ、新年、新嘗、例祭、三度の神饌並に幣帛料の沿革左の如し。

明治四年新年祭		明治五年七月決定		官幣社は三十六年五月より		官幣社は四十三年五月より	
例祭	新年祭	例祭	新年祭	例祭	新年祭	例祭	新年祭
一三二	一四六	二〇	二五	二五〇	二五	二二	二五
一五	一五	二五五	二五五	五七五	一二五	三〇	三〇
一四七五	二二五	六	八	一一七五	一一七五	一一五	一一五
一四	一六	七八	二二	二二	二二	一五	一五
二〇	二〇	二五	五七	三〇	六九	五〇	五〇
四六	一〇	一二	一二	一五	一五	一五	一五
一〇	一〇〇	一二八	四〇	一三五	一三五	一一五	一一五
三〇	六九	八二	二〇	五〇	五〇	二五	二五
六九	一五						

社小	社中	社大
木綿各五 色絹各二 兩尺	木綿各五 色絹各二 兩尺	
一三二	一四六	二五〇
一五	一五	二五
一四七五	二二五	五七五
一四	一六	二二
二〇	二〇	三〇
四六	一〇	六九
一〇	一〇〇	一一五
三〇	六九	二五
六九	一五	

備考 例祭は座別、新年新嘗祭は社別とす。例祭、新年祭の欄は幣帛料右)神饌料(左)及び兩者の計を示す。

三 社格に準ずべき制度

公に認められし社格とはいひ難きも、實際上の必要よりして、類似の定めを設けたるあり、又延喜の制以降、綱紀の廢頽せし爲めに、いつしか新らしき神社撰を試みて、之に代らしめしことあり、かくの如きものは、すべて社格に準すべき制度と見做して、こゝに之を説明せむとす。

一一二社

先きに述べし二千有餘の官社の中には古來の歴史と、由緒とによつて、朝廷より特別の待遇を受けしものあり、又特種の理由により、官帳には登載せられざるも、實際の待遇は、却つて一般の官社に優るものなきに非ざりき。即ち古くは大神、大倭、石上、廣瀬、龍田、住吉等の諸社見え、奈良朝よりは、八幡、香椎、春日、丹生河上、さては鹿島、香取等の社加はり、平安朝に入り、賀茂、松尾、石清水を始め、平野、梅宮の如き、帝室外家の祖神を祭る社等、京畿附近の神社を増さる。而して是等の諸社は、恒例の外に時々奉幣を受けて、朝廷との關係甚だ親密に、實に朝廷崇敬の神社の首班たる位置を占めたりき。然るに延喜より以降の時代に及びては、前記諸社の中、近畿の間に存せるものとの交渉、次第に繁くして、朝廷との間に、更に一種の深厚なる關係を生ずるに至りぬ。一二二社の制即ち之なり。

一二二社とは、平安朝の末期に定められし一制度にして、近畿の間に存して朝廷と特に深き關係ある神社をいひ、その種類は、奈良朝以前より尊崇せられ來りし古

社、皇室の氏神、產土神並に外家の氏神、祈止雨の神社、新たに興れる庶民崇敬の社等、數種に區分せられ、當代に於ける最も重要な神社を網羅せり。而してその數、初めの間には、別に制限ありし如くにも見えざりしが、時代の經過に伴ひ、奉幣の度を重ねらるゝに従ひ、固定するに至り、白河天皇の永保元年、遂に一二二社の定額を定められぬ。仍つて、之より後は、官社中宗祀の班に位する一社格として取扱はれしを見る。

一二二社に入るる社は、恒例の班幣の外、祈年穀奉幣に預り、その他朝廷國家の大事故天災地異等の異變ある毎には、班幣をうくるを例とし、就中石清水以下十四社には、例祭並に臨時祭に當り、奉幣使を發遣して幣帛を奉らしめられき。次に之を表示すべし。

一二二社一覽					
	社號	式格の 幣數	使	祭日	加列年代
上	伊勢	大預月次 新嘗等祭 外宮四	王、中臣、齋部、各	康保三年閏八月現在	所 在

下	社七 中	社七
廣吉 梅日 田田 宮吉	住龍 广大 石大 吉田 澪和 上神野	春稻 平松 加茂 日荷 野尾 石清水
相名 大月、 新名 大月、 式外 上	相名 大月、 新名 大月、 同上	相名 大月、 新名 大月、 式外
一或二	四四八 四二或一 三四一 同	四三四二 一二 同 藤氏五位一人
五位 同 藤氏五位一人 一人	同 同 同 同	同 同 同 同
六月十四日 十五日 臨時祭	四月中申日 四月上西日 二月中申子日 二月上西日	七月四日 四月上卯日 二月上卯日 二月上申日
長德元年二月 正曆二年六月 同 在康保三年閏八月現	正曆五年二月 正曆六年六月 同 上	正曆三年八月 元年十一月 爾後承保
山城國愛宕郡 葛野郡 大和國吉野郡 山城國愛宕郡	近江國滋賀郡 山城國葛野郡 平群郡 攝津國武庫郡	山城國乙訓郡 大和國城上郡 山邊郡 同 同 同 同 同 同 同 同
同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同
山城國久世郡 愛宕郡 葛野郡 大和國添上郡 紀伊郡 葛野郡	山城國 大和國 山邊郡 同 同 同 同 同 同 同 同	山城國久世郡 愛宕郡 葛野郡 大和國添上郡 紀伊郡 葛野郡

社八	貴丹北祇 船生野園	下	中	七
同 新名 式外 上	同 新名 式外 上	廣吉 梅日 田田 宮吉	住龍 广大 石大 吉田 澪和 上神野	春稻 平松 加茂 日荷 野尾 石清水
八 王 子 院 八 三	八 感 神 院 同	相名 大月、 新名 大月、 式外 上	相名 大月、 新名 大月、 同上	相名 大月、 新名 大月、 式外
同 神祇官人 菅家五位一人	同 藤氏五位一人 一人	一或二	四四八 四二或一 三四一 同	四三四二 一二 同 藤氏五位一人
六月十四日 十五日 臨時祭	六月十四日 十五日 臨時祭	六月十四日 十五日 臨時祭	七月四日 四月上卯日 二月上申日	七月四日 四月上卯日 二月上申日
長德元年二月 正曆二年六月 同 在康保三年閏八月現	長德元年二月 正曆二年六月 同 上	正曆五年二月 正曆六年六月 同 上	正曆三年八月 元年十一月 爾後承保	正曆三年八月 元年十一月 爾後承保
山城國愛宕郡 葛野郡 大和國吉野郡 山城國愛宕郡	山城國 大和國 山邊郡 同 同 同 同 同 同 同 同	近江國滋賀郡 山城國葛野郡 平群郡 攝津國武庫郡	山城國乙訓郡 大和國城上郡 山邊郡 同 同 同 同 同 同 同 同	山城國久世郡 愛宕郡 葛野郡 大和國添上郡 紀伊郡 葛野郡

かく二十二社の制を立てられしは、一に時勢の之を促しゝによるとはいへ、一方より観察すれば、延喜の制が漸次に実行力を失ひて、之に代るべき新制の現出せしを教ふるものとやいはむ。

已に二十二社の數を確定せられし上は、他の諸制と同様に、復之を變更せらるゝことなかりしかば、治承年中、安藝の伊都伎島神社を、その一に加へむとの議ありしに、遂に事行はれず。されば年と共に成立當初の意義は、失はれつゝありしとはいへ、爾後延きて鎌倉時代より南北朝を経、室町時代の中期、即ち寶徳の頃に至るまでは、兎に角も公の制度として保存せられたりき。

二 國司の崇敬社

中古の制を稽ふるに、諸國には官社の外に、猶國司の崇敬を捧げし神社ありて、そ

の社名、神社帳世に之を國内神名帳と云ふに登載せられたりき。神社帳は、早く貞觀五年に當り、官社帳に准じ勘造せしめられしこと見えたれば、その事實の古くより存せしを察せらる。かくて國司崇敬の社は、國內の官社と共に、國司の神拜をうけ又廟幣等の班幣に預る。左に現在せる神社帳の内容を表示すべし。

一、筑後國神名帳

天慶四年九月十日の官符に基づき同七年四月廿二日國司より上申せしもの、端缺く、全十郡の内山本郡三十一前、御井郡六十前、三諸郡五十三前、山門郡二十六前、上妻郡廿四前、下妻郡二十前、三毛郡十三前、合せて二百二十七前の神名並に位階を注す、原本同國高良神社に藏せらる。

二、大隅國神名帳

天喜二年二月廿七日太宰管内の諸神社に位一級を進めむとして、之を大隅國に令せられし符の中に見ゆ、端闕け所屬の郡不明の神二前、肝屬郡四十九前、馴謨郡十三前、熊毛郡三十前、合せて三郡九十四前の分を存す、本書三位以上を大明神、四位、五位を明神とせり、薩藩舊記中調所文書に收む。

三、加賀國神名帳

仁平二年二月の宣命狀により、國中の諸神皆位階を増し、天下安穩の御祈禱をなす旨奥書に記せり、但し余の見るは、石川郡十七座式社十座、加賀郡十五座(式社十三座)の部にして、全本の有無明かならず、又た本書の真偽に關しては、猶研究の餘地あるべし。

四、尾張國神名帳

文治二年三月の宣命狀により、國中の諸神皆位階を増し、天下安穩の御祈禱をなす旨奥書に記せり、次に貞治三年正月七日讀上、右筆行範とあり、海部郡二十座、中島郡四十八座、葉栗郡十二座、丹羽郡三十五座、春日井郡二十座、山田郡二十四座、愛知郡二十七座、知多郡十六座、合せて全八郡二百二座の神階並に社名を記せり、本書、熱田座主如法院本の外二三の異本あり。

五、對馬國神名帳

文治の比の對馬國神名帳に所載の社、大社四十一社、小社五十社餘と見え、式内二十九座を初めとして、式外の社五十六社を擧げたり。

六、和泉國神名帳

正應二年正月廿九日大鳥社福宜橋高信の書寫に係る、又同社田所より出づといへる本あり、全四郡五百三十四社(一本には四百社)の社號並に神階を記す、中一位六社、二位一社、三位九社、四位五十七社、五位三百三十二社、前百三十三社といへり。

七、上野國神名帳

永仁六年十二月廿五日在廳の典書あり、田方郡三十四所、那賀郡二十四所、賀茂郡三十七所、合せて全五位以上の神階並に社名を擧ぐ、本書貫前神社本と總社本との二本あり。

八、伊豆國神階帳

康永二年十二月廿五日在廳の典書あり、田方郡三十四所、那賀郡二十四所、賀茂郡三十七所、合せて全三郡九十五所の神階及び社名を擧ぐ、本書は同國三島神社神人在廳家伊達氏の家に傳來したり。

九、備前國神名帳

明應四年十二月廿五日權少僧都圓奮の書寫にかかる、國內祝給鎮守諸大明神百二十八社(一本百二十五社)とあり、鎮守と思はるゝ神九社を冒頭にあげ、以下和氣郡八社、磐梨郡十八社、邑久郡十六社、赤坂郡二十七社、上東郡四社、上道郡十三社、三野郡九社、津高郡九社、兒島郡九社、小豆島郡二社の神階及び社名を擧ぐ、本書、一宮左樂頭本を始め、總社本、同異本、山本氏本、藤谷本、西大寺本、大瀧本等七本あり。

十、美濃國神名帳

天文十九年の書寫にかかる、國內三百八十二座の神階及び神社名を擧ぐ、比叡山宮代社家傳來本と延暦寺本との二本あり。

十一、播磨國神名帳

天正九年十一月九日の奥書あり、國內鎮守大小明神社記、惣名神大小百七十四社といひ、之を太神二十四社と小社百五十社とに分つ、一々社名を記したれども、神階は見えず。

十二、三河國神名帳

慶安二年極月下旬書寫の奥書あり、八郡神祇一百六十座とあり、三位以上を大明神、四位を明神、五位を天神とせり、この外に小初位の神あり、同國猿投神社に藏せらるゝを原本とす。

十三、紀伊國神名帳

萬治年中同國名草郡直川の觀音堂より出づといふ、國內勸請給大小諸大明神百九十三社、官知神十五社、未官知神百十八社といひ、一々神階及び社名を記せり。

十四、若狹國神名帳一に神階記とも

元祿七年九月八日の奥書あり、若狹國諸神合百四十五所と見え、一々神階及び社名を記す。

十五、駿河國神名帳

以下四ヶ國の帳、奥書なし、本書一位を大明神、二位、三位、四位を明神、正五位下を天神、從五位上を地祇とし、合せて二百九十二所の諸神を採錄せり。

十六、越前國神名帳

各郡毎に摠神分とあり、敦賀、丹生、今立、足羽、大野、坂井等全五郡に亘り、例によつて神階と社名とを擧ぐ、本書同國清瀧社本と織田社本との二本あり。

十七、隱岐國神名帳

周吉、隱地、知夫、海部、四郡に亘り一百七社の神階と社名とを注す。

十八、安藝國神名帳

端欠く、沼田、賀茂、安南、安北、佐東、佐西、山方、吉田、高田等諸郡に亘り、神階と社名とを注す。

然るに王朝時代の末頃に至りては、遙任の制盛となりし爲めに、神拜の禮は、多く目代の行ふ所となり、之と同時に奉幣巡拜等の勞を省かむが爲めに、管内班幣の大社を、便宜國廳附近の地に合祭して、此處に恒例臨時の禮奠を擧ぐるに至りぬ。世に之を總社といふ。

總社の祭神は、加賀國の例によるに、毎月朔日の奉幣に預りし白山一宮、菅生二宮、南外熊田式、内加茂式、神荷式、佐那武式、八幡式の八所にして、弘仁十四年本國建置の際に當り、國府の南邊に創設せし府南社、白山社、祭神氣比、氣多に合祭せられたるが如し。その他諸國の例は、一ならずと雖も、祭神につきては、

- 一、式内外を通じ、國內神名帳に登載せられたる諸神を網羅せるもの、
 - 二、式内の神社に限れるもの、
 - 三、式内外を通じ、ある程度にその數を限定したるもの、
- 以上三種に分つを得べく、又創設の形式としては、
- 一、古くより存在せる神社に合祀したるもの、
 - 二、新たに社宇を設けたるもの、

上記二類に區別するを得む。

總社に並び國府の近傍に置かれし八幡宮あり、世に之れを國府又は府の八幡といふ。その起源詳かならざるも、同じく國司の尊崇を受けし社なるは、疑ふべからず。

三一宮

總社に次いでいふべきに一宮あり。一宮とは、一國中の首座に居る神社の謂にして、その名稱延喜の後、平安朝の末期に至る間に起り、鎌倉時代の初期頃には、已に普く諸國に及びしものゝ如し。

一宮に次いでては、二宮以下順次に三、四、五、六、宮等を設けたる國勢からず。何れも平安朝の末期以降の時代に起る。惟ふにかくの如く、一國中の神社に等差の生じたるは、古來の由緒と、崇敬の厚薄とによつて、定まりし自然の結果に屬せりとは云へ、その必要を感ぜしめし直接の動機に至つては、之を國司奉幣の際の順位に歸せざるべからざるか。

一宮は概して國中に於て由緒の最も重き社にして、多くは、式内の社に之を探り、二宮以下の神社も、式内に列せられたるもの多く、その由緒一宮に次ぐ。

已に一宮の定まりし後に於ては、國司の神拜を始め、公私にかけ、之を一國中に於ける崇敬の中心と仰ぎたりしが、鎌倉時代に入るや、一、二宮は、總社と共に、幕府より

その優越せる地位を認められて、國內諸社の代表的位置におかれ、修營祈禱等、臨時
の大事に際しては、必ず先づ是等の神社に行ふを例としたり。一二宮並に總社を
以て公の制度とするは、蓋しこの時代に起るといふべし。中にも一宮に就きては、
取分き尊重の篤かりしに伴ひ、いつしか、非望を起して之を奪はむとするものあり、
或は甲乙兩社の間に、互に論争を生じて、幕府の裁決を仰ぎしものあり、又古くより
一宮に列せられし神社にして、勢力の衰へしが爲めに、新興の神社の之に代りし例
も見えたり。次に諸國の一宮以下四、五宮等を表示すべし。

一宮二宮三宮四宮五宮六宮七宮八宮九宮

伊賀攝河大山和城
敢坐住大平三賀
自摩吉鳥輪茂上下
恩智

波太伎

武藏	相模	甲斐	駿河	遠江	三河	尾張	志摩	伊勢			
水川	八幡大菩薩	寒川	淺間	三島	淺間	小砥	大田	真清田	三狐神	伊雜宮	椿都婆岐
		已等乃麻				真清田	鹿神	田	神		
		弓美				智鹿	知大				
		勾削	和		苑立		縣				
		比々多	國玉		猿投	熱田		宇都可			
		前鳥									

伯因但丹丹佐越
 者幡馬後波渡後
川村文倭宇粟出周籠出度宣彌雄高氣二氣白氣遠
倍鹿石枳雲津現彥山瀬多上多山比敷
 大神山 粟 鹿 二宮
久文倭 水 谷
 國 坂

出羽 陸下上信飛信 近常下上安
 奥野野濃驛濃 江陸總總房
都々古和氣拔諫水南 建鹿香玉洲安
石都今古和氣二荒山 錐訪無宮 部島取前崎房
大物忌鹽竈 赤城 日靜橘
伊佐須美 伊香保 因三多吉
自經 甲波宿禰若伊香保 帘上賀田
 棣名 小祝
 火雷 倭文

日肥	肥	豐	豐	筑	土	伊讚	阿淡	紀
向後	前	後	前	後	前	佐豫	岐波	伊
都阿	千栗八幡	淀西塞多	由原八幡	宇高住	宮大山	田大麻比古	伊丹生都比賣	國日前宮
農蘇		姬佐	良吉	崎佐	祉	村	伊太祁曾	
<hr/>								
小村								
<hr/>								
大水上								
<hr/>								
大和國魂								
<hr/>								
多和								
<hr/>								

長門	周防	安藝	備後	備中	美作	播磨	隱岐	石見	出雲
住吉	玉祖	嚴島	須佐	吉備	吉備	吉備	伊和	由良比女	水若酢
忌出	御谷	速坂	佐男	津上	津上	津上	和和	部	物部
宮雲	仁野	坂谷	吉備	吉備	吉備	吉備	良比	良比女	良比女
仁多	高野	田	津	津	津	津	和	出雲大社	出雲大社
壁家									
赤田									
山田									

薩摩	大隅
壹岐	鹿兒島
對馬	枚聞
和多都美	新田八幡

附けていふ。この外郡、鄉若しくは村につき、一二宮を序でたるあり。又國府を中心として附近の神社に之を稱せしものあり、何れも單に一、二宮といふを以て互に混交せし場合尠からずとす。

四 武家の崇敬社

鎌倉時代以降、朝廷に代りて、武家の政治を行ふや、常に敬神崇佛の主旨を體して怠ることなく、神佛に敬事するを、施政の一要義となし、かば、天下の諸社中には、新たに武家の尊信を受けて、その位置を進めしものも見はれて、いつしか朝廷に見るが如き社格に準すべき神社撰の起りしを見る。次にその大要を叙述すべし。

初め鎌倉幕府の時代に於ては、鎌倉の府中に鶴岡八幡宮を勧請して、之を武門の守護神と崇めしが、之れに次いで、幕府所在の地方に存在せる伊豆、箱根、三島の三

社を祭りて、崇敬の社と定め、上記の四社に對して、特別の待遇をなしたりき。惟みにこの制は、將軍家の氏神を唯一無二の崇祀として、產土神に當る神社を之に配せしものにして、實に創幕の當初に於て、賴朝の樹てし方針にかかる。

室町幕府の時代も、亦前代の精神を踏襲して、主に石清水八幡宮に崇敬を蒐めしも、この外にも猶近き氏神として、洛中六條左女牛なる若宮八幡宮あり、又丹波國篠

村八幡宮をも深く尊崇したりき。

徳川幕府の時代に至つては、前二代の慣習と聊か趣を異にし、江戸城内の鎮守神たりし山王權現を崇めて、之を府内崇祀の首班に置きし外、新たに家康の廟を日光山に設けて之を幕府の氏神となし、崇信一方ならず、その待遇天下の諸社に冠絶したりき。日光廟の創立は、豊臣氏の時代に豊國大明神を祭りし故智に倣ひ、更に政治上の目的に資せむとする遠大なる企畫の許に起りしことながら、その主旨とする所に至つては、前兩代に於て、それ／＼自家の氏神を擁立せしに、異なることなしといふべし。後、七代將軍家宣の時代より、その產土神なる根津權現を祭り、山王に次いで敬事したりき。

上に述べし諸神社は、朝廷に於ける二十二社にも比すべく、何れも天下の諸社に優越せる位置を占めて、最高の待遇をうけたりと雖も、形式よりも實質に重きを置く武家政治の習ひとして、朝廷に行はれしが如き、名分正しき制度上の施設は、何れの時代に於ても、之を見ること能はざりき。

上に述べしものゝ外、二三附記すべきことあり、(一)社號の中、勅旨によつて賜はりしか、若しくは公に認められたる宮號(二)同じく神號(三)同じく權現又は菩薩號(四)勅願所又は祈禱所となりしこと、(五)遷宮の際に日時の宣下に預り、若しくは奉幣使を差遣せられしたこと等、各項の事實は、その性質固より社格とはいふべからざらむも、結果より見る時は、神社に與へられたる一資格にして、社格と同様の價值を有せる一制度と見做すことを得。

五 神社の運営

神社の運営を行ふに當りては、機關と資用との二者を具備せざるべからざること、いふを俟たず。機關とは、神主社僧等、主として經營の局に居る當事者を指し、資

用とは、之に必要なる物資をいふ。前者につきては、特に舒説するの要を見ざれば、暫く之を措き、主として後者につき、説明を試みむとす。

神社を維持し運営する資用の種類は、之をその性質上より區別すれば(一)固定せらる所屬の財産より生ずるものと、(二)任意の寄進にかかるものとの二種とするを得べしと雖も、多くの場合を通じ、重きをおかれたるは前者にして、後者は之が補助の位置に居るを常とす。こゝに所屬の財産といへるは、主として神領を指すの謂にして、神領より生ずる物資は、固定せる收得として、神社の財政上に於ける基礎となる。仍つて次に神領の起源並に沿革を述べ、以て各時代に於ける資用の變遷を語らむとす。

按するに神社の發達に伴ひ、物資の需用次第に多きを加ふるは、自然の理に屬すれば、維持の資として一定の所領を充て、以てその經營をなさむとするは、恰も一家一族の生存上、若干の田畠の必要なると同様の理にして、固よりその建置の年代の如きは、得て推知すべきに非ざるべし。而してその性質を稽ふるに、後世の官社に當る社、即ち朝廷と關係ある社には、朝廷より之を奉りしもあるべしと雖も、一般に

は、氏人の寄進に係りしか。されど上古の時代に於て、氏人に屬する所領と氏神の神領との間に、截然たる區別ありしや否や、頗る疑問なりといふべし。史にいふ、太古の世、神人同居の時代にありては、神物官物の區別なかりしも、崇神天皇の御代、神宮と皇居とを分離せらるゝや、天社國社の別を立てられしと時を同じくして、神地及び神戸を定めらる。之れ神領の制の見えし初めなりと。されどその内容に至りては、之を詳かにせらるべくもあらず。

爾後王朝時代を通じ、諸社に神領を寄せられしこと甚だ多く、その制大寶令に至り、略完備し、延喜式に於て愈々詳なり。次に兩代の制を參照して之を説明すべし。

一、神田　寺田と共に不輸租田にして六年一度の收授に關はらず、又崩埋侵食等の難に遭ふも、更め加授するどなく、その地の貢租は之を神社の收得に歸せしむ。
二、神戸　神社に隸屬せる封戸にして、その調庸は、田租と共に造宮及び供神の料に充て、税は義倉に準じ出舉せず、貯へて神税となし、何れも國司の檢校をうけたる後、神祇官に申送せしむ天武天皇六年の勅によるに、天社地社の神税は三分の一を供神の料となし、二分を神主に給すと見え、この後延喜の制によるに、田租は悉く貯へて神税となし、神祇官人の季祿その他朝廷に於ける種々の経費に充つること見えたり。

神戸の封丁は、延喜の制によるに、寺戸と同様に、毎戸丁男五六人の定めにして、人封に准じ増減することなく、衛士、仕丁、事力等に點せられず初めは公事に役する制によりて之を改め、専ら神社の修理に從ふことなり。但し延喜の隨つてその課役官戸に比し甚だ軽かりき。又神戸の百姓は、輒く得度するを聽されず。上述の如く神戸、神田の二種に區別せらると雖も、その主要なるものは、神戸に存したれば王朝時代に於る神社の經營は、概して神戸の收得によるといふも不可ならず。隨つて神社には、早くより有封、無封の區別を立てられて、無封なる社の經營は、禰宜、祝等の力に待つの外、時に有封の社をして助けしめられしことあり、又住吉、香取、鹿島等諸大社の造替に際しては、正税を支出し得る途も開かれたるき。今平城天皇大同元年の牒によると、當時に於ける神封の總數は、少くも六千五百戸の多きに上れり。

神戸の分布一郡に亘るものを神郡といひ、左記の八神社に屬す、

伊勢神宮

安房神社

伊勢國飯野、度會、多氣三郡
安房國安房郡

香取神宮

鹿島神宮

熊野大社

國懸神社

宗像神社

下總國香取郡

常陸國鹿島郡

出雲國意宇郡

紀伊國名草郡

筑前國宗像郡

仍つて神九郡の稱ありき。又神戸は神に奉る供御を産する所なるを以て、御厨又は御園と呼べるものあり。神宮、賀茂社に於ては、専らこの稱呼に從ふ。是より先、奈良朝の初期以降、一般に懇田の私有を聽さるゝや、神社にありても自ら開拓に從事し、或は百姓の開懇田を買收するものありしが、之と同時に王臣權門勢家等にして、田畠を施入せしものも次第に加はりぬ。こゝに至り神社の社有地を生じぬ。神社に屬する莊園即ち之なり。

かくの如き風潮は、一般に莊園の制の行はれしに伴ひて愈々盛にして、古來の封戸神田等は、いつしか、莊園の中に兼併せられしかば、平安朝の中期以降の時代に及んでは、一に莊園の收得によつて社寺の經營をなすに至り、古來の制度に趣からぬ變

化を與へぬ。然るにその傍に於ては、中央並に地方の制度の紊亂せし結果として、土地に對する保護、昔日の如くに周到なる能はず。随つて何れの地方に於ても、それ／＼實力によつて所領を保護すべき必要あるに至りしを以て、勢力なき社寺にありては、所領の安泰を期せむが爲めに、之を當世に時めく諸大社寺、又は權門勢家に委託して、その庇護を受けむとし、又京都に於ける權門勢家を始め、さらぬ大小豪族の輩に至るまでも、各地に散在せる所領を保全せむが爲めに、之を社寺に寄進して、社寺領の名の許に、武家豪族の掠奪を防がむとするものあり。茲に於てか、社寺と權門勢家との間には、本家領家の關係を生ぜしと共に、社寺領の制度は、年と共に複雜にして、その權利關係次第に紛糾を致すこととなりぬ。かくて之より後に至れば、石清水、賀茂、宇佐、大隅正八幡宮等、有力なる諸大社の所領は、次第に増進せられて、驚く許の收得を捧ぐるに至り、その末はこの後鎌倉時代より室町時代にかけて頻々たりし神人の横暴を惹起すべき素地を作りしと共に、或は頻りに、領内に別宮末社の類を設け、或は所在の諸社寺を管下に併せて、一社の勢威を張る等、次第に權勢の一方に集中せむとする傾向を生せしが、又その傍に於ては、氣比神社が延暦寺

に、備中の吉備津神社が仁和寺に、常陸の吉田神社が小瀬官務家に屬せしが如く、遠隔の地方に存せる神社の中には、京畿附近の諸大寺又は權門の庇護を受くるものを生じ、一般の制度の上にも非常の動搖を及ぼしぬ。

然りと雖も、かく莊園の設立盛なるは、國家行政の上より觀て、決して悦ぶべきと非らざりしを以て、平安朝の初期以來、屢一般に令してその新立を停止せらるゝや、神社にありても、亦常にその影響を受け來りしとはいへ、決河の大勢は遂に之を如何ともすること能はざりき。次に當代に於ける社領の權利關係を示さむとす。

除田(神社に特定の費用、下司の給料、田地に關する入費等に使用す)

社領
定田(庄園の權利者に分割す)
預所の得分
地頭の得分
種々の課役

而して社寺領は前にもいへるが如く、一切の課役を免除せらるゝを本則とせる

も、新立の庄保増加するに従ひ、すべてに亘り、この特典を及ぼす能はざるに至りしを以て、一般の取扱と同様に、本新並に浮免田を除くの外は、地頭を置き、課役をも負はせられたりき。されど往々にして特に勅旨又は院宣により、全部の負擔を免除せられし場合ありき。

鎌倉時代に入り、武家の新政を見るに及びても、前述の形勢には、さのみの變化を及ぼすに至らず、前代よりの制度は、そのまゝに踏襲せられたりき。初め源賴朝の方針としては、早くより社寺領の安堵を期せむことに力を用ひて、戦役による亡失を復舊し、又從前の所領を確保する等、秩序の整一を計る所ありしも、進んでその増額を計りしは、創幕の當初に於て、特別の緣故ありし鶴岡、伊豆、管根、三島等に限り、その數幾何もあらざりき。引續き北條氏の時代に及びても、その精神を遵守して渝ることなかりしかば、新たに増額を認めし場合は、承久及び元冠の役に於ける報賽を主要なるものとして、その他は鹿島、香取等、特種の關係ある神社に過ぎず、前後二百年間を通じ、頗る嚴重なる方針を持し來りたりき。然りとはいへ、一方に於ては、武家の威光の確立せしに伴ひて、之より生ずる弊害も亦夢からず、中にも甚だしき

は、守護又は地頭の輩にして職權を濫用して社寺領の中に闖入し押妨をなすものにして、爲めに社寺の蒙むる損害鮮少ならざりしを以て、何れも之を幕府に訴へて、武士の領内に入るを禁ぜむことを請へり。かくの如くにして幕府の命により、守護使の亂入を停止せられたる所領を、守護不入の地といふ。守護不入の保證は國衡使入部の禁止とゝもに、社寺領に對する、一つの特典にして、その制引續き室町時代に及べり。

室町幕府の政策も、亦一に鎌倉時代の舊に異ならず、社寺領の安泰を圖るを以て、要務の一となし、常に部下の將士等の横暴を防がむことに力を用ひたりと雖も、その中葉以降の時代に至り、財政の窮乏を感じるや、半濟の法切りに行はれて、權門勢家の所領より貢租の半額を幕府に輸さしめしを以て、社寺領も亦自らその影響を免るゝを得ず、爲めに怨嗟の聲次第に大ならむとせり。然りと雖もこの時代に至つては、一般に經濟思想の進涉せし結果として、廣く各種の方面に收入を得るの途開かれしを以て、一方幕府の厚歛を補ひて猶餘裕の存せるものもありき。今就中顯著なる事例の四五を擧げむに、早く鎌倉時代に起りし棟別錢及び段錢は、この時

代に入り、その用例益々廣く、諸大社寺の造替に臨みては、臨時に之を諸國に課して用脚の主要なる部分となすを常とし、猶この外、有德錢、田地役等種々の新らしき名目の許に、その收入を計れるあり。又北野社の神人は洛中に於ける酒麴稅を所得とし、山城大山崎八幡宮の神人は、油賣の元方たりしが如く、一種の專賣權を有せるもあれば、春日神社が兵庫關の關料を以て、恒例の祭祀その他の經費に充て、鶴岡八幡宮が笠根關の關錢を以て造營料となしたるが如く、津關の運上錢を所得としたるもありき。

室町時代の季世より、戰國の世に入るや、所謂弱肉強食の世の習とて、守護不入の特典の如きは、何かあらむ、軍役は頻りに重なり、侵掠は次第に甚だしく、年に月に窮状に陥りしのみかは、遠隔の地に散在せる所領は、多く兼併の厄に遭ひ、附近のものと雖も、いつまでも安泰なるを得ず、遂に王朝以來の狀勢に一大變化を及ぼすに至りぬ。

戰國亂離の世の後を受けて興りし織田信長は、早くより社寺領の整一を期せむことに意を用ひたりしものゝ如く、天正三年正月先づ洛中洛外の寺社に對し、代官

の押妨、年貢所當の不納を戒め、寺社本所をして退轉ながらしむべく令せしと共に、京師附近に存せる由ある社寺には、新地を寄進して、その收得を豊ならしむる所あり、尋いて同八年十月には、大和國の諸社寺に令して、その所領の石高を注進せしめぬ。されど執政の期甚だ短かりしに因りて、その結果の徵すべきもの極めて甚く、又當時信長の政令の及びし範圍、纔かに京畿附近の地方に過ぎざりしを以て、普く全國に亘りて劃一的の政策を立つるに及ばざりしを憾みとす。信長に次て立ちし豊臣秀吉は、海内平定の後に至り、全國に檢地を行ひて、田租を改定し、大いに土地の制度を整理せむことに力を用ゐ、天正十七年の頃よりして之に着手せしめしが、この時に當つては、神宮の尊貴を以てしても、時流の外に超然たること能はざりきといふ。されどその結果には却つて見るべきものありて、或は所々の散在領を一所に集め、或は別に替地を給したるあり、何れも改めて石高を以て之を寄附せしが、又賀茂、松尾、稻荷、祇園、若王寺、六孫王等を始め、洛中洛外の諸大社寺に對しては、特に境内、門前地の檢地を停止して、境内の地子以上諸役を免除する等、頗る優待の意を表したり。されど又その傍に於ては、和泉の五社、筑前の宗像社等の如く、政治上の

必要上、若しくはその政策に反対せし故を以て、從來の領地の一部、又はその全部を收公せられしものも亦甚からざりき。

徳川家康の政策も、亦豊臣氏とさのみ異なることなく、早く天正十九年の頃より朱印狀を發して、その分國なる關八州の神社に社領を確保し來りしが、爾後權勢の増進すると共に、その數も加はり範圍も擴まり行きて、三代將軍家光の慶安元年には、新たに社寺百八十二所を加へ、この後屢々新加あり、次いで四代將軍家綱の寛文五年に至り、その制殆ど完成したり。即ち當時幕府より判物又は朱印狀の形式により寄進せられし社寺領の石高並に之を受けたる神社の數を關本寺社領により示せば即ち左表の如し。この後多少の増減なきに非ざりしも、その大數に至つては、さのみの變更なしとす。

朱印領石高國別表				
所	在	神	寺	院
五 山 城	25.	一四五〇六・	124.	三八三四八・
			150.	五一八五四・
				計

道 陸 北		道 山 東			
佐 越 能 越 若	合	出 陸 下 上 信 美 近	合	常	
渡 後 登 前 狹	計	羽 奥 野 野 濃 濃 江	計	陸	
13. 1.	141.	33. 14. 30. 14. 37. 3. 10.	765.	71.	
一六一八	一〇〇.	二四二六九	八〇八七九三	四四五四	
5. 15. 1. 2. 1.	696.	94. 55. 197. 222. 81. 17. 30.	2853.	310.	
一六六	一三六〇.	三六八六〇	五九七三〇六	五六六四	
5. 28. 1. 3. 1.	837.	127. 67. 227. 236. 118. 20. 40.	3618.	381.	
一六六	二九七八.	六一二二九	一四〇六〇九九	一〇一一八	

八一

道 海 東		畿	
下 上 安 武 相 伊 甲 駿 遠 三 尾 伊	合	攝 和 河 大	
總 總 房 藏 模 豆 斐 河 江 河 張 勢	計	津 泉 內 和	
44. 8. 12. 141. 42. 3. 141. 27. 206. 64. 2. 4	37.	3. 2. 2. 5.	
四三一五〇 一九一七 四三二〇 二〇一〇 六六七二 一七三八三 三一三 四二二六 九五一 一六八〇	四〇四五九	二三二〇七 二二及境內 六	二三二〇七
241. 100. 61. 809. 253. 20. 117. 321. 419. 188. 5. 5.	214.	9. 21. 8. 52.	一五四三八八
五〇五三五 七九六九 二八〇〇 三三二一 二五六 六八六二 一九一 一六四二 三三八九	五八七七二八	一三三九 八三四 五六四	六一三 一五四三八八
285. 108. 73. 950. 291. 23. 258. 148. 625. 252. 7. 9.	251.	12. 23. 10. 57.	三八六四五八
四三五〇四 二三四四 九三七三五 九四七二 三九五九二 一〇九三 九九七九 一六〇一三一 二五四〇八 二三三二 五〇六九 一九五五	九七〇三一八	一〇五四 三六六五	八〇

道海西	道海南	道陽山	道陰山	
肥 豊 合	讚 紀 合	備 備 播 合	伯 但 丹 合	合
後 前 計	岐 伊 計	中 前 磨 計	耆 馬 後 計	計
1. 1.	2. 1.	20. 1.	19. 3.	14.
一〇〇〇	一〇〇〇	六九六	五三六	一七一八
一〇〇〇	四二〇	一六〇	七三	一〇
4.	3. 1. 2.	74. 三三二二	三一三六	二四二六
一八五	二二八五〇	一一四	一八六	九九
5. 1.	5. 2. 3.	94. 四〇一八	三六七二	四一四三
一〇〇〇	二二二七〇	三七〇	一八六	一〇九
二八五	二二二七〇	四〇一八	一六〇	七八

計 合			合		
計	寺 神 院 社	數	計	2.	1100.
四六六三	九八五	石 高	4.	一八五	6.
三六七八	一五一九二四二及境內二所 一八一七三〇・四及境內二所		一	一一八五	

備考 西洋數字は社寺の數を示す。

朱印状によつて確保せられし所領を、朱印領といふ。朱印領を有せる社寺は、その境内は勿論もし境内には、その收得權を保證せらるる文書によつて保證せられたる領地の貢租を免除せられて、之が收得權を附與せらる。但し領内に於ける公の諸役は、初め之を免除せられしも、寶永三年より之を停止せらる。而して、石清水、春日、鹿島の如き大社にして、石高の極めて多きものにありては、ある程度までの行政並に司法權を保有したりき。寺院に於ても亦之に同じ。

さて徳川幕府の時代に當り、朱印領を受けし神社には、先代よりの慣習に從ひて、之を確保せられしものゝ多かりしは、今更いふを俟たざれども、その他新に寄進せられしも、亦尠からざりき。中にあつても注意すべきは、その分布の著しく偏頗なる一事にして、一體に東海道に潤澤なる中にも、徳川氏發祥の故國なる三河、遠江の兩國には、之を受けし社寺頗る多く、殆ど一郷一村の鎮守小祠の類に及べるに反して、中國、南海、西海の地方に至れば、誠に寥々として曉天の星も啻ならず。よつて惟ふに、その初め、徳川氏に對する緣故の厚薄によつて、之を決せし痕、歴々として蓋ふべからずといふべし。

朱印狀の形式 徳川幕府より出し、社寺領の寄進狀には、將軍自身の判物、朱印、黒印の三種に區別するを得べく、初め家康、秀忠の兩代に當つては、互に混淆して使用せられたりしが、家綱の時代より、その用例一定し、一般の社寺には、朱印を用る、日光東照宮の如き特に由緒ある社寺に限りて、判物の形式に依據したり。朱印狀は將軍の代替毎に、書替あり、之を亡失せし場合には、石高の幾分を減額せらるゝを常とす。又その形式は之を受くる社寺の實況に應じて、多少づゝ、内容に相違ありて、少

石之事宛行之訖

(朱印)

武藏國葛飾郡大河内戸村法藏院熊野權現
社領内三石事任先規寄附之訖全可收納并
寺中竹木諸役等免除如有來永不可有相違

黒印地高の五分を給與せられしが、七年九月に至り、定額を定め、年々一定の金額を

朱印状の

一、織田信長朱印狀

當國五社大明神領事如
候次山林竹木等一切不

天正三
十月廿日

泉

四、徳川家綱朱印狀

伊豆山權現社領伊豆國舞
示如緣起守護使不入諸
月九日兩先判之旨永不可
寛文五年七月十一日

さて徳川幕府の時代に當り、朱印領を受けし神社には、先代よりの慣習に從ひて、之を確保せられしものゝ多かりしは、今更いふを俟たざれども、その他新に寄進せられしも、亦尠からざりき。中にあつても注意すべきは、その分布の著しく偏頗なる一事にして、一體に東海道に潤澤なる中にも、徳川氏發祥の故國なる三河、遠江の兩國には、之を受けし社寺頗る多く、殆ど一郷一村の鎮守小祠の類に及べるに反して、中國、南海、西海の地方に至れば、誠に寥々として曉天の星も啻ならず。よつて惟ふに、その初め、徳川氏に對する緣故の厚薄によつて、之を決せし痕、歴々として蓋ふべからずといふべし。

朱印状の形式 徳川幕府より出し、社寺領の寄進状には、將軍自身の判物、朱印、黒印の三種に區別するを得べく、初め家康、秀忠の兩代に當つては、互に混淆して使用せられたりしが、家綱の時代より、その用例一定し、一般の社寺には、朱印を用ひ、日光東照宮の如き特に由緒ある社寺に限りて、判物の形式に依據したり。朱印状は將軍の代替毎に、書替あり、之を亡失せし場合には、石高の幾分を減額せらるゝを常とす。又その形式は之を受くる社寺の實況に應じて、多少づゝ、内容に相違ありて、少

状の實例

和泉國 泉井上神社藏

神領事如近年有來可有社納

等一切不可伐採也仍狀如件

信長(朱印)

天正十三
十一月廿一日

(朱印)

泉州五社府中

神主

伊豆國 伊豆山神社

五、前田利家黒印狀

一宮社頭爲修理田參百俵令寄進候則大門脇ヨリ 東西いき手よりを

以全可有知行於末代不可有相違如件

天正十

八月廿五日 利家(墨印)

伊豆國 伊豆山神社

八四ノ一

八四ノ一

三、徳川家光朱印狀

武藏國 熊野若王子神社藏

山城國 岩倉内長谷七拾五石之事宛行之訖

全可領知候也

天正十三
十一月廿一日

(朱印)

若王寺殿

八四ノ一

龍登國 氣多神社藏

武藏國 葛飾郡 大河内戸村法藏院熊野權現

社領内三石事任先規寄附之訖全可收納并

寺中竹木諸役等免除如有來永不可有相違

者也

慶安元年九月十七日

八四ノ一

伊豆國 伊豆山神社

八四ノ一

領伊豆國賀茂郡葛見庄之内三百石事並山林境内四至榜

使不入諸役免除任元和五年三月十七日寛永十三年十一

之旨永不可有相違者可抽國家安全之惱祈者也仍如件

月十一日

さて徳川幕府の時代に當り、朱印領を受けし神社には、先代よりの慣習に従ひて、

くも之を三十餘種に區別するを得べしと雖も、就中最も普通に行はれしものを左に示さむとす。

朱印領の外にも、猶諸侯より寄進せし領地あり、世に之を黒印領といふ。又一社の所有地あり。或は朱印、黒印領の外に、若干の社有地を有てるものあり。或は、三者の中何れか二つ又その一つを有せるあり。諸道の神社中、由あるものにして朱印領の分配に預らざりしは、多くは黒印領を受けてその維持の資に供せり。又朱印、黒印領の何れにも屬せざるも、古來の慣例により、社寺の境内、又はその所有地にして、檢地の際、高外として除かるゝものあり、之を除地といふ。除地とは年貢、諸役等を勤めざるの謂にして、之を有せる社寺は殆ど牧舉に違あらず。

王政維新の後、明治四年正月太政官の達により、朱印地及び除地等、境内を除くの外、悉く上地を命ぜらる。これ前古無比の大革新にして、爲めに社寺の蒙りし打撃殆ど測知るべからず、かくして古來の制度はこゝに全く破壊せられ終りぬ。尋いで官國幣社に對しては、この年及び翌五年に限り、一時の彌縫策として、舊社領朱印、黒印地高の五分を給與せられしが、七年九月に至り、定額を定め、年々一定の金額を

支出するの制を立てられぬ。後十九年に及び、之を保存金の制度に改め、限るに向ふ十五年間を以てすることゝし、二十三年、之を三十年に延長せしが、四十年に至り、現今の供進金制度となりぬ。

府縣社以下神社に對しては、上地の令と同時に、社寺遞減祿の制を立てゝ、向ふ十ヶ年の間一定の額を支給せし外、一切公費よりするの途を塞されぬ。後四十三年十二月に至り、幣饌料供進指定神社に限り、漸く公費補助の途開かれたり。

六 由緒の構成

神社の由緒とは、神社が過去の社會にその跡を留めたる歴程の總束にして、創設の當初に起り、神社とその生命を一にす。されば如何なる小社にあっても、由緒を有せざるはなく、又廢合等の事故によつて、存立を失はざる限は、之を喪失することなしとす。

由緒の量と質とは、存立の年代と、この間に於ける外界との交渉の程度とによつて定まるも、必ずしも之と正比例するものにあらず。又由緒を構造する事項には、

神社として經驗せしわらゆる現象を網羅するを得べく、隨つて、その種類頗る多岐に亘ると雖も、假に神社を本位として、區別する時は、

一、神社それ自らに屬するもの、

二、その社以外のものゝ經驗にして、轉じて神社に屬したるもの、

以上二種とするを得むか。前者につきては、その理自ら明かなり、仍つて後者の一例として、運營の機關による場合を説明せむに、一社の由緒を成す上に於て、神社そのものと、社職氏人等とは、神社を中心として、互に因果の關係を有すれば、その間に裁然たる區分を立て難きを普通とするも、中には、純然たる運營機關の事歴にして、神社の由緒と轉化し、その有力なる一部を形作りしが如き事例に乏しからずとす。かくの如き場合にあつては、由緒の成立は間接の原因に負ふ所、勘からずといふべし。

又外界の力を基礎として、由緒を組織する事項を、區分すれば、

- 一、民間との關係によつて生じたるもの、
- 二、武家との關係によつて生じたるもの、

三、公家との關係によつて生じたるもの、

以上三類に大別するを、自然にして、且つ穩當なりとす。而して何れも更に幾多の小項目に分つを得べく、就中後の二者につきては、便宜左記の目安に従ふを得べし。

一、神階、社格の奉進武家には神階の奉進も社格に準すべき制の見るべきあり 二、行幸、御幸、行啓社參

三、奉幣、寄進 四、造營 五、祭祀の經營

上記五項の性質を究むるに、第一項は神社の公より認められたる位置と資格とを明かにし、以下の四項は公よりの待遇と社會に於ける實力とを詳かにすれば、之を綜合したる上に於て、初めて、略完きを得べし。

由緒の價值は、一般には、公家に關するものを最も重しとし、武家との關係之に次ぐの位置を占めたりと雖も、一社にしてこの二者を兼備へたるは、其數幾何もあらず、大多數の神社は、何れも民間との關係によつて立つ。さきに神社の組織の項に於て述べしが如き、二社以上相集まりて一社をなすもの、攝末社を綜合して完全なる組織をなすもの等、特種の事例に屬する神社に關しては、その由緒複雜にして、或は二個以上の單位より成り、或は、一單位の許に、數個の小單位を連結したる上に成

立するを常とす。

七 外界の影響

神社の、內的方面に關しては、以上數章に亘る記述を以て、略々その要領を盡すを得たりと雖も、更に一步を進めて講究すれば、上に述べ來りし數多の事實を基礎として組織せられたる由緒の全體は、外界との交渉によつて幾多の波瀾を生じ、延きて神社そのものゝ性質に關係を及ぼせるを見る。神社の由緒に影響を與へ、又その性質に變動を來さしめし外界の勢力は、強ち之を一、二に限定するを得ざるべしと雖も、就中顯著なる現象としては、佛教の感化を以て第一とすべく、陰陽道之に次ぐ。仍つて本章には、神社並に神道と、この兩者との相交渉せし跡を討ねて、その結果を明かにし、以て神社の全般に亘る考察を全くせむことを期す。

一 佛教との交渉

神祇の道と佛教との交渉せし結果として發生したるを、神佛習合の說となす。

神佛習合說は思想界の木鐸として、奈良朝以來絶えず社會に重きをなし來りし一

哲學說にして、又實に彼此の關係を闡明するに足る唯一の資料なりとす。次にその起源並に沿革につき、略述すべし。

初め佛教の渡來せしより暫しの間は、未だ普く世上に流布するに至らざりしと雖も、當路者の盡力は次第に功を奏して年と共に歸依するもの漸く多く、遂に大化革新の頃に及びては、上朝廷の御信仰は固より、神事に由緒深き中臣氏より鎌足の如き熱心なる崇佛家を出すに至り、その勢力次第に重きを加へぬ。而してかく崇佛の風の盛となるに伴ひ、一つは教義の上より、一つは弘布の方便上より、次第に神道と相接近せむとする傾向を示しゝが、之れ一に時代の要求せし自然の結果ともいふべく、かくて奈良朝に入るや、初めて神佛の兩道相倚るの端緒を開きぬ。即ちその觀念を最も明白に表示せるは、天平神護元年稱德天皇の大嘗祭に當り、發せられし宣命にして、文に曰く、

神等乎方三寶與利離天不觸物曾止奈毛人能念天在、然經乎見末都禮方佛能御法乎護
末都利尊末都流方諸乃神等多知仁伊末志家利、

と、即ち護法善神の思想を以て、兩道の契合する所以を説明せむとするものにして、

早く印度の地方にありて、佛教が婆羅門の諸神を、その教義内に包容したると、同一の經路に由れるものといふべし。

神佛の習合を、事實に表したるは、早くこの時代の初期頃より始められし神宮寺の設立を以て最も古しとなす。神宮寺とは、神に法施を奉らむ爲めに、設けられし寺院にして、多くは神社に附屬して之を置かる。傳説によるに、その最も古きは越前の氣比神宮寺にして、元正天皇の靈龜年中、藤原武智麿の創設にかかるといはれ、尋いでこの時代の末に至るまでに、宇佐八幡、同比咩神、多度伊、伊勢神宮等の諸大社は、それ／＼附屬の宮寺を設けぬ。隨つて又之より後は、度僧、寫經、圖佛、造寺、造塔等神の爲めに種々の供養をなし、作善を行ふの風次第に盛にして、その例殆ど枚舉に隙あらず、引續き平安朝より、延きて近代に及べり。蓋し上述の神宮寺の建立といひ、度僧以下の作善といひ、何れも聞法解脱の觀念に基づきて起り、神明に法味を薦め、以て開悟の域に到達せしめむことを目的とす。

次いで此時代の中頃、天平十三年の頃より天平勝寶中にかけたる間に行はれし東大寺大佛の鑄造に際し、宇佐八幡神は前古未曾有の大飛躍を試みて時代思潮と

の融合を圖り、その結果は神明佛陀の提携、神明の佛法擁護等の觀念を最も確實に證明したり。かくの如くにして初めは冰炭相容れざりし神佛の二道も日一日と相接近して、早くもこの間に於て、聞法、護法てふ二大契合點の發見せられたるを見る。この後平安朝に入るや、習合の說は愈々その歩を進めて、延暦二年には、宇佐八幡神に護國靈驗威力神通大自在王菩薩の號を奉りぬ。神祇の菩薩號こそに始まる。爾後時代の進歩とともに神佛の提携愈々密にして、習合の思想は益々發展し、朱雀天皇の承平の頃より權現の稱呼を生じ、村上天皇の應和の頃に及び、本地垂跡説の曙光を發せしが、次いでその說大成せられて普く上下に流布し、何れの神祇にもそれよりその本地佛を定むるに至りぬ。こゝに於てか、神明は佛陀の位置に進みて、對立的の關係に立つを得たると共に、古來の宿題たりし神佛の習合説も、初めて完成の域に到達したり。本地の觀念は必ずしも一神一佛に固定せしに非ざるを以て、之を一二にしたる例乏しからずとす。

鎌倉時代以降は、已に成立したる基礎の上に、新らしき試みを加へて、漸次に種々の神道觀を發表したる時期にして、兩部神道説としての完全なる體制は、此後に於

て表はれしを見る。次に各宗に對する關係を說き、併せて相互の比較を試みむとす。平安朝の初期以來常に神道と提携し習合し來りしは、主として真言、天台の二宗にして、彼我の關係は、近く維新の際に及ぶ迄も渝るとなく、實に諸宗中最も親密なる緣故を有したりき。近代に至り、真言宗より起りしに、御流、三輪流等の神道説あり、天台宗に發生したるに、山王一實神道あり、其に所屬の教義を基として建てられし神道觀にして、由來久しき習合説の一產物たるに外ならず。次いで南都七宗との間も、極めて圓滑にして、中にも法相宗と春日明神との關係の如き、習合の事蹟に頗る見るべきものあり。鎌倉時代以降に及びては、法華宗との關係深くして、室町時代に至り、法華神道を起ししを、第一に推すべく、之れに次いで、融通念佛宗の如き、熊野權現の信仰を一宗の生命としたるも、雖も淨土宗、一向宗の如き、一神教の性質を帶したるものに至つては、彼我の交渉頗る疎遠にして、中にも一向宗の如きは、中頃より、神道を排除せむとする傾向を生ぜしを以て、兩者の間は遂に全く隔離せらるゝに至りぬ。而して中につて比較的に調和の進みしは禪宗なれども、この宗派とても、渡來の當初に當り、若干の事蹟を留めたるに過ぎざるなり。

さて上に列舉せし種々の神道説は、それぐに教義上の根據を有し、曾ては相當の勢力と信仰とを保持したれども、多くは牽強附會の説より成りて、長く社會人心の要求を満たすに足らず、之に加ふるにその説く所ある特定の神社に限れるか、若しくは一般に神道上の理論を述べたるに止まり、神社の上に直接の影響を及ぼしは極めて稀なりとす。仍つてこゝにはその内容につき細説せざることゝす。

二 陰陽道との交渉

陰陽道とは陰陽五行の説に基づきて起れる方術にして、支那より三韓の手を經、推古天皇の朝始めて我國に流傳したり。爾後上下の間に信奉せられて、次第に其勢力を加へ、大寶令の制を施かるゝに及び、宮内省の管下に陰陽寮を置きて、天文、曆數、觀相等の事を掌り、又傍ら斯道の敎習に從事せしめられぬ。この後平安朝に入りてよりは、益々世上の歡迎を受けて、民間の卑近なる信仰を支配し、延いて社會上に於ける種々の行事にまでも甚からぬ影響を及ぼしゝが、神祇に關する方面との關係も亦この頃より著しく親密を致しき。いふ迄もなく、陰陽道は佛教の如く宗教

として發達したるものに非ず、又其行事作法等に至つても、佛教の如き、完全なる組織を具備せしものには非ざりしが如し。さればにや我國に渡來の後も、或は佛教の感化を受け、或は神道の行事に倣ふ等、常に外界の影響を蒙りて、漸次にその體制を具足せし傾向を認めらるべく、之と同時に、進んで神道又は佛教に對し及ぼしゝ影響も亦中々に鮮少ならざりき。而して其我が神道と習合せし範圍に就きては、斯の道の性質上、諸種の鎮祭を主とし、其他之に附帶する行事の類に及びしを見る。

三 佛教と陰陽道との影響

前二節に引き續き、こゝには専ら影響のかゝる所を觀察せむとす。而して陰陽道に比し、佛教の感化の甚大にして、且つ多方面なりしは、今更いふまでもあらざれば、佛教を主として便宜陰陽道を之に附載することゝせむとす。次に左記各項に分ちて記述すべし。

一、社 號

天神、地祇、大神、明神等、國風の稱號の外に、菩薩といひ、權現と呼び、或は天王といふ

が如きは、何れも佛號より出でし名なり。菩薩號には、さきに掲げし八幡神の外、證誠大菩薩熊高貴徳王菩薩住妙理菩薩白慈悲萬行菩薩春日大福田菩薩熱田等等、號の固定せるものあり。又中世に於ける宗像神社、近代に於ける東照宮の如く、稀には勅旨によつて菩薩又は權現號を授けられしこともありき。

二、祭神

我國の神祇の外に、牛頭天王、大黒、辨財天、鬼子母神、さては新羅明神、清瀧權現、妙見菩薩等の神々を祭るは、佛教の教へし所にして、大歲神、大將軍等の神を崇むるは、陰陽道の思想を混淆せしによる。而して是等の諸神は、皆中世以降我國の神祇と認められて神社に祭られ、國風の祭祀を受けたりき。

三、神體

佛教に偶像を崇拜する風に倣ひ、奈良朝の末より平安朝の初めにかけたる時代に當り、神像を造るの風起りしが、尋いて、僧形の神像を按出して八幡日吉等の社に之を置き、進んで本地又は垂迹の像を殿内に安置し、或は之を靈代とするに至れり。この外猶佛說による造像の功德を積まむが爲めに、或は神像を作り、或は御正體と

號して、鏡面に本地又は垂迹の畫像を描したるを奉納するの風も盛に行はれぬ。

四、神饌

佛教の勢力盛となるに従ひ、鳥獸魚貝の類を神饌となすを忌諱するの風を生じ、次第に素饌を以て之に代へ、甚だしきは、石清水、祇園、北野等の神社に見るが如く、精進神と稱して、一切生饌の神供を用ゐざる社をさへ生じぬ。

五、祭典

祭祀の典式は、佛教と陰陽道との影響をうけて著しき變化を遂げたり。中にも佛教によつて與へられしもの、年代も古く、その結果も顯著にして、早くより僧侶を祭庭に列して、祭祀に與らしめ、又社頭に誦經諷誦等の諸式を行ふを普通の行事とし、進んではかの放生會を第一として、法華、彼岸、修正、さては、諸種の法樂會の如き、祭神の爲めにする種々の會式を創めしかば、固有の祭式は固より、祭祀を行ふの主旨に至つても、爲めに渺なからぬ異動を生じぬ。隨つて、その影響は、内殿に用ゐらるる調度の類を始めて、社殿の舗設裝飾等の式にも及びて、中古以來は、社頭にも、餽口、香爐の類を供へ、常燈を設け、その他種々の佛器を置き、佛式の裝飾をなすを怪事と

せず、又中には祭神に法服、法具を獻り、帳臺又は神輿等に、華蔓をかけ瓔珞をつる等、佛寺の式に準據せしもありき。

次に陰陽道と交渉せし跡を觀るに、古くは、大寶令に載せられたる恒例祭の中、鎮花、道饗、鎮火の三祭の如き、之に次ては延喜式に見えたる御贋、御麻、鎮土公、鎮新宮地、疫神等諸祭の如き、何れも斯の道の思想を混へ、作法を用ひし跡の蓋ふべからざるものあり。かくて平安朝の中期以來の時代に至りては、泰山府君、天胄地府、靈氣、屬星祭等純然たる陰陽師の行事と共に、祈雨止雨、さては風伯、霹靂、招魂祭の如き新らしき時代の要求に應ずる種々の祭事も見はれて、神佛事に併び行はれしかば、古來神社の行事とせられ來りしものにして、後に陰陽師の手に遷りしも鮮少ならざりき。固よりかくの如き傾向は、佛教につきても、之を認めらるべしと雖も、陰陽道に見るが如き甚だしき程度には達せざりき。

祭祀に附帶していふべきに、祓と占卜との行事あり。祓禊の法は、中世以降、我國固有の思想に傳會するに陰陽の式を以てして、いつしか之を陰陽師の職掌となしたれば、諸社の祭事に當りても、陰陽師の所役を必要とするに至り、占卜の法も亦略

同様の經路に由りて、古代の作法を失ひし後は、諸社の遷宮、造替等の日時勘卜の際に當つても、多くは斯の道の式に従ひしを見る。

六、神符

神符の起源は、恐らく道家の靈符に存し、陰陽道の行事として行はれしを、摸倣せしならむといはる。されば古くは、符文として急々如律令の五言を書し、符字として魁、魑、魑、魖、魖、魘の七字を用ひる等、其式我國のものに非ざりしが、後世に至り、我が國風に同化するや、自らその形式も改まりぬ。又佛家の法に倣ひて、鎌倉時代よりは、神社にも卷數を出すの風を生ぜしが、室町時代に入るに及び、祓の行事と習合して祓串となり、遂に大麻と變形したりき。

七、建築

神社の域内に塔婆を建て、經所を設け、別當寺又は神宮寺の類を造るの風は、敢て珍しからぬことなれども、或は全體の結構を佛寺に摸して伽藍造の様式を創め、或は佛寺と同様に禮殿を置き、或は内部の構造を佛寺に擬せしもありき。

八、一社の組織

神主の外に、供僧又は社僧の設けありて、佛事を修するは、何れの社にも見る所なれども、中には一社經營の全權、社僧の手に委せられて、神主は纔に祭事の一部を行ふに過ぎざりしものあり。かくの如き種類の神社を、宮寺といひ、石清水、祇園、北野等の神社之に屬せり。

九、敬神の思想

改めていふまでもなく、太古の時代には、只管神祇の崇敬を事として、他に慰安の途を求むるに及ばざりしと雖も、佛教の渡來後は、佛陀の信仰と相併行して、神祇に敬事し、その結果はいつしか佛教の教義に従ひて神を拜し、遂には神にも佛と同様の信仰を捧ぐるに至りぬ。こゝに於てか平安朝以降は、神祇に對する祈願にも、現當二世の希望を述べて怪します、或は本地佛の本願を移して、神祇の功德を頌へ、或は、佛と同じく出世の本懷に關する種々の傳説をも傳會したりき。

かく敬神の思想に推移を生ぜし自然の結果として、汚穢を忌諱するの風習に至大の影響を及ぼすに至りしかば、觸穢、忌服の制の如きは、次第に廢れ行きて、復之を如何ともすべからず、遂には之を破壊して顧みず、或は古制に従はざるを誇とする

が如き傾向をも生じぬ。かの和光同塵の四語は、かゝる思想の產物ともいふべし。上記各項に説明せし所を綜合するに、佛教の勢力によつて、内容外形に亘り、與へられし多大の變化の中にも、祭神並に敬神に關する思想に、非常の相違を來しきを最も重要な現象とすべく、その大勢を會得する時は、中世以降神社に起りし種々の事象も、亦自ら冰釋するに至らむ。更に進んで考ふるに、上に述べしが如き部分的の結果の外に、猶神社全體としても、輕からぬ影響を受けたるを見る。即ち古くはかの丹生都比賣、日吉等の社に見るが如く、佛教の勢力侵入せしが爲めに、往古よりの神領は、寺院の境域と變じて、遂に神社は佛寺の鎮守神となり、僧侶の手によつて經營せらるゝに至りしものあり。かくの如きは佛法流布の一手段として神社を利用せしものにして、その結果につきては今更いふを俟たず。然りとはいへ、その半面に於ては、熊野三山の如く、佛教の保護を得たるが爲めに、却つて隆盛の運に向ひし神社あるを忘るべからず。かくて王政復古の後に至り、明治元年三月神佛の分離を令せらるゝや、數百年來の弊習は一掃せられて、再び我が國風の古儀に還りぬ。

神社概說 終

吉田家略系 本姓卜部氏 神祇次官
兼熙 懿永十五 始稱吉田
兼敦 懿永十五 元兼業
兼富 永享四 元兼連
兼名 長祿四 又兼右
兼俱 永正七八 元兼和
兼見慶長十五 元兼連
兼致 懿永十二 元兼連
兼滿 亨祿十四 元兼連
兼右元十五回四 元兼里後兼任
兼散 享保十六 元兼連
兼治元和二 元兼連
兼莫寬文十七 元兼連
兼起明曆十三 元兼里後兼任
兼章永六 元兼連
良延天明十四 元兼雄
良俱寛政八 元兼隆
良長天保十一 元兼連
良熙明治元 元兼連
良義明治元 元兼連

(死沒の年と享年とな表示す)

327
683

終

